

大和市火災予防条例逐条解説

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等について、法第9条の2の規定に基づき住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等について、法第9条の4の規定に基づき危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）で定める数量（以下「指定数量」という。）未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの基準等について並びに法第22条第4項の規定に基づき火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について定めるとともに、大和市における火災予防上必要な事項を定めることを目的とする。

【解説】

本条は、この条例の目的を規定したものであり、火災の予防に関するこの条例に規定すべき事項を定めることを目的としています。

具体的には、消防法（以下「法」という。）の規定に基づく事項とその他火災予防上必要な事項を定めることとしており、次のとおり各条に規定されています。

＜法の規定に基づく事項＞

1 法第9条の規定に基づく火を使用する設備、器具及びその使用により火災の発生のおそれのある設備、器具の技術上の基準及び火の使用に関する制限（条例第3章第3条から第28条まで）

（1）火を使用する設備及びその使用により火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準

炉、ふろがま、温風暖房機、厨房設備、ボイラー、ストーブ（移動式のものを除く。）、壁付暖炉、乾燥設備、サウナ設備、簡易湯沸設備、給湯湯沸設備、燃料電池発電設備、掘りごたつ及びいいろり、ヒートポンプ冷暖房機、火花を生ずる設備（グラビヤ印刷機、ゴムスプレッダー、起毛機、反毛機等）、放電加工機、変電設備、急速充電設備、発電設備、蓄電池設備、ネオン管灯設備、舞台装置、展示装飾等の電気設備、避雷設備、水素ガスを充てんする気球等について、その位置、構造及び管理の基準を規定しています。

（2）火を使用する器具及びその使用により火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準

液体燃料、固体燃料及び気体燃料を使用する器具並びに電気を熱源とする器具について、その取扱いの基準を規定しています。

（3）火の使用に関する制限等

劇場等の公衆集合場所又は文化財である建造物での喫煙等、空地及び空家の管理、たき火、

がん具用煙火、化学実験室等、作業中の防火管理について規定しています。

2 法第9条の2の規定に基づく住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準（条例第3章の2第29条2から第29条の7まで）

住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準及び住宅防火対策の一層の推進と住民自らの住宅火災の予防に係る努力義務について規定しています。

3 法第9条の4の規定に基づく指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵、取扱いの技術基準（条例第4章第30条から第34条の3まで）

(1) 指定数量未満の危険物の貯蔵、取扱いの技術基準

法第9条の4の規定に基づく危険物の規制に関する政令（以下「危政令」という。）で定める数量（以下「指定数量」という。）未満の危険物の貯蔵及び取扱いの遵守事項等並びに指定数量の5分の1以上指定数量未満（以下「少量危険物」という。）の貯蔵及び取扱いの技術上の基準、少量危険物取扱所の位置、構造及び設備の基準等を規定しています。

※ 「危険物」とは、法第2条第7項で定義され、具体的には法別表第1に掲げる物品で一定の性状を有するものをいいます。（例：ガソリン・灯油・軽油など）

※ 「指定数量」とは、その危険性を勘案して危政令で定める数量とされています。これを受け、別表第3では、「類別」、「品名」及び「性質」に応じ、それぞれ「指定数量」が定められています。

(2) 指定可燃物の貯蔵、取扱いの技術基準

法第9条の4の規定に基づく指定可燃物（例：綿花類・合成樹脂等）の貯蔵及び取扱いの基準について、規定しています。

4 法第22条の4の規定に基づく火災に関する警報の発令中における火の使用制限（条例第3章第29条）

火災に関する警報の発令中の火の使用を特別に制限したものです。

<その他火災予防上必要な事項>

1 避難管理（条例第5章第35条から第42条まで）

劇場等の屋内又は屋外の客席の避難通路、キャバレー等の客席の避難通路、百貨店等の売場又は展示場の避難通路について規定するほか、劇場等の定員、避難施設及び防火設備について規定しています。

2 屋外催しに係る防火管理（条例第5の2第42条の2・第42条の3）

祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模な催しで消防長が指定催しとして指定する催しの防火管理体制について規定しています。

3 各種届出等（条例第6章第43条から第47条まで）

防火対象物の使用開始の届出、火を使用する設備等の設置届出、火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為の届出、煙火の打上げ、仕掛け、臨時の催物、水道の断滅水、消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事、露店等の開設の届出、指定洞道の届出、一定数量以上の少量危険物及び指定可燃物の貯蔵又は取扱いの届出、危険物タンクの水張検査・水圧検査について規定しています。

第2章 削除

第2条 削除

第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等

第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準

(炉)

第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合（不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で有効に仕上げをした建築物等（消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第5条第1項第1号に規定する建築物等をいう。以下同じ。）の部分の構造が耐火構造（建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）で造ったものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの（有効に遮熱できるものに限る。）である場合をいう。以下同じ。）を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。

ア 別表第3の炉の項に掲げる距離

イ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成14年消防庁告示第1号）により得られる距離

- (2) 可燃物が落下し、又は接触するおそれのない位置に設けること。
- (3) 可燃性のガス又は蒸気が発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。
- (4) 階段、避難口等の付近で避難の支障となる位置に設けないこと。
- (5) 燃焼に必要な空気を取り入れることができ、かつ、有効な換気を行うことができる位置に設けること。
- (6) 屋内に設ける場合にあっては、土間又は不燃材料のうち金属以外のもので造った床上に設けること。ただし、金属で造った床上又は台上に設ける場合において防火上有効な措置を講じたときは、この限りでない。
- (7) 使用に際し火災の発生のおそれのある部分を不燃材料で造ること。
- (8) 地震その他の振動又は衝撃（以下「地震等」という。）により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。
- (9) 表面温度が過度に上昇しない構造とすること。
- (10) 屋外に設ける場合にあっては、風雨等により口火及びバーナーの火が消えないような措置

を講ずること。ただし、第18号の2アに掲げる装置を設けたものにあっては、この限りでない。

(11) 開放炉又は常時油類その他これらに類する可燃物を煮沸する炉にあっては、その上部に不燃性の天蓋及び排気筒を屋外に通ずるように設けるとともに、火粉の飛散又は火炎の伸長により火災の発生のおそれのあるものにあっては、防火上有効な遮へいを設けること。

(12) 溶融物があふれるおそれのある構造の炉にあっては、あふれた溶融物を安全に誘導する装置を設けること。

(13) 削除

(14) 熱風炉に附属する風道については、次によること。

ア 風道並びにその被覆及び支柱は、不燃材料で造るとともに、風道の炉に近接する部分に防火ダンパーを設けること。

イ 炉からアの防火ダンパーまでの部分及び当該防火ダンパーから2メートル以内の部分は、建築物等の可燃性の部分及び可燃性の物品との間に15センチメートル以上の距離を保つこと。ただし、厚さ10センチメートル以上の金属以外の不燃材料で被覆する部分については、この限りでない。

ウ 給気口は、じんあいの混入を防止する構造とすること。

(15) 薪、石炭その他の固体燃料を使用する炉にあっては、たき口から火粉等が飛散しない構造とするとともに、ふたのある不燃性の取灰入れを設けること。この場合において、不燃材料以外の材料で作った床上に取灰入れを設けるときは、不燃材料で作った台上に設けるか、又は防火上有効な底面通気をはかること。

(16) 削除

(17) 灯油、重油その他の液体燃料を使用する炉の附属設備は、次によること。

ア 燃料タンクは、使用中燃料が漏れ、あふれ、又は飛散しない構造とすること。

イ 燃料タンクは、地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。

ウ 燃料タンクとたき口との間には、2メートル以上の水平距離を保つか、又は防火上有効な遮へいを設けること。ただし、油温が著しく上昇するおそれのない燃料タンクにあっては、この限りでない。

エ 燃料タンクは、その容量（タンクの内容積の90パーセントの量をいう。以下同じ。）に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に造ること。

タンクの容量	板厚
5リットル以下	0.6ミリメートル以上
5リットルを超える20リットル以下	0.8ミリメートル以上
20リットルを超える40リットル以下	1.0ミリメートル以上
40リットルを超える100リットル以下	1.2ミリメートル以上
100リットルを超える250リットル以下	1.6ミリメートル以上
250リットルを超える500リットル以下	2.0ミリメートル以上
500リットルを超える1,000リットル以下	2.3ミリメートル以上
1,000リットルを超える2,000リットル以下	2.6ミリメートル以上
2,000リットルを超えるもの	3.2ミリメートル以上

- オ 燃料タンクを屋内に設ける場合にあっては、不燃材料で造った床上に設けること。
- カ 燃料タンクの架台は、不燃材料で造ること。
- キ 燃料タンクの配管には、タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること。ただし、地下に埋設する燃料タンクにあっては、この限りでない。
- ク 燃料タンク又は配管には、有効なら過装置を設けること。ただし、ろ過装置が設けられた炉の燃料タンク又は配管にあっては、この限りでない。
- ケ 燃料タンクには、見やすい位置に燃料の量を自動的に覚知することができる装置を設けること。この場合において、当該装置がガラス管で作られているときは、金属管等で安全に保護すること。
- コ 燃料タンクは、水抜きができる構造とすること。
- サ 燃料タンクには、通気管又は通気口を設けること。この場合において、当該燃料タンクを屋外に設けるときは、当該通気管又は通気口の先端から雨水が浸入しない構造とすること。
- シ 燃料タンクの外面には、さび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で作られた燃料タンクにあっては、この限りでない。
- ス 燃焼装置に過度の圧力がかかるおそれのある炉にあっては、異常燃焼を防止するための減圧装置を設けること。
- セ 燃料を予熱する方式の炉にあっては、燃料タンク又は配管を直火で予熱しない構造とともに、過度の予熱を防止する措置を講ずること。

(18) 液体燃料又はプロパンガス、石炭ガスその他の气体燃料を使用する炉にあっては、多量の未

燃ガスが滞留せず、かつ、点火及び燃焼の状態が確認できる構造とするとともに、その配管について次によること。

ア 金属管を使用すること。ただし、燃焼装置、燃料タンク等に接続する部分で金属管を使用することが構造上又は使用上適当でない場合は、当該燃料に侵されない金属管以外の管を使用することができる。

イ 接続は、ねじ接続、法兰接続、溶接等とすること。ただし、金属管と金属管以外の管を接続する場合にあっては、差込接続とすることができます。

ウ イの差込接続による場合は、その接続部分をホースバンド等で締めつけること。

(18)の2 液体燃料又は気体燃料を使用する炉にあっては、必要に応じ次の安全装置を設けること。

ア 炎が立ち消えた場合等において安全を確保できる装置

イ 未燃ガスが滞留するおそれのあるものにあっては、点火前及び消火後に自動的に未燃ガスを排出できる装置

ウ 炉内の温度が過度に上昇するおそれのあるものにあっては、温度が過度に上昇した場合において自動的に燃焼を停止できる装置

エ 電気を使用して燃焼を制御する構造又は燃料の予熱を行う構造のものにあっては、停電時において自動的に燃焼を停止できる装置

(18)の3 気体燃料を使用する炉の配管、計量器等の附属設備は、電線、電気開閉器その他の電気設備が設けられているパイプシャフト、ピットその他漏れた燃料が滞留するおそれのある場所には設けないこと。ただし、電気設備に防爆工事等の安全措置を講じた場合においては、この限りでない。

(19) 電気を熱源とする炉にあっては、次によること。

ア 電線、接続器具等は、耐熱性を有するものを使用するとともに、短絡を生じないように措置すること。

イ 炉内の温度が過度に上昇するおそれのあるものにあっては、必要に応じ温度が過度に上昇した場合において自動的に熱源を停止できる装置を設けること。

2 炉の管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 炉の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。

(2) 炉及びその附属設備は、必要な点検及び整備を行い、火災予防上有効に保持すること。

(3) 液体燃料を使用する炉及び電気を熱源とする炉にあっては、前号の点検及び整備を必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに行わせること。

- (4) 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。
- (5) 燃料の性質等により異常燃焼を生ずるおそれのある炉にあっては、使用中監視人を置くこと。
ただし、異常燃焼を防止するために必要な措置を講じたときは、この限りでない。
- (6) 燃料タンクは、燃料の性質等に応じ、遮光し、又は転倒若しくは衝撃を防止するために必要な措置を講ずること。
- 3 入力350キロワット以上の炉にあっては、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあっては、はり又は屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口等に防火戸（建築基準法第2条第9号の2口に規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）を設けた室内に設けること。
ただし、炉の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。
- 4 前3項に規定するもののほか、液体燃料を使用する炉の位置、構造及び管理の基準については、第30条及び第31条の2から第31条の5まで（第31条の4第2項第1号から第3号まで及び第8号を除く。）の規定を準用する。

【解説】

- 1 本条は、火を使用する設備及びその使用に際し火災の発生するおそれのある設備（以下「火気設備」という。）のうち、炉について規制したもので、火気設備の規制に関する基本規定であり、条例第3条の2から第9条の2については、本条を準用する規定を設けています。
なお、設備とは、使用形態上容易に移動できないものをいい、移動可能なものについては、条例第18条から第22条（液体燃料・固体燃料・気体燃料を使用する器具、電気を熱源とする器具、使用に際し火災の発生のおそれのある器具）で規制されます。

- 2 本条は、工業炉（溶解炉、焼入れ炉等）、食品加工炉、焼却炉、熱風炉、公衆浴場等の業務用ふろがま等が対象となるほか、条例第3条の2から第10条の2に規定する火気設備に該当しないものも本条の規定を受けます。

<第1項について>

第1号は、火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合の建築物等の構造基準を示すとともに、炉の火災予防上安全な距離の確保について規定したものです。

※ 「不燃材料で有効に仕上げをした建築物」とは、室温摂氏35°Cで火気設備を使用した場合に、火気設備に面する下地の可燃材料等の温度が、摂氏100°Cを超えないものをいい、建築基準法第2条第8号の防火構造（平成12年建設省告示第1359号第1第1号ハ（3）（ii）（イ）～（ホ））が該当します。

第2号は、可燃物が落下し、着火するおそれがないように規定したものです。

第3号は、可燃性のガス又は蒸気（固体又は液体から発生した气体）の引火源とならないように規定したものです。

第4号は、火気設備からの出火した場合、万一避難上の障害とならないように階段、避難口等からの有効な距離を確保するため規制したものです。

第5号は、燃焼に必要な空気が不足し、不完全燃焼を起こさないよう燃焼に必要な空気が十分得られるほか、換気が行える位置に設置しなければならない旨を規定したものです。

第6号は、炉の底面が接する部分の材質、構造に関する規制で、炉は土間又は金属以外の不燃材料で作った床上に設けることを原則としています。

※ 床面の通気をはかる等（直接熱が伝わらない措置）防火上有効な措置を講じた場合には、金属の不燃材料で作った床上又は金属を含む不燃材料で作った台上に設けることができます。

第7号の「使用に際し火災の発生のおそれのある部分」とは、火気設備の本体部分（取付枠、支持台及び本体と一体となっている付属設備を含む。）の構造すべてを指し、不燃材料で造ることを規定しています。

※ 扇の握手等の小部分で、炭化、着火等のおそれのない部分については、不燃材料以外の材料とすることができます。

第8号は、火気設備が一定規模以上の地震による振動又はこれに相当する地震以外の原因による振動、衝撃（落下物による衝撃など。）により容易に転倒、破損しないよう火気設備自体の安定性、強度及び固定について規定したものです。

第9号は、通常の使用状態で、炉の表面温度に可燃物が接触しても発火しない温度に保つことを規定したものです

第10号は、立ち消え等によるトラブルを未然に防止するため規定したものです。

第11号は、高温気体、可燃性ガス又は蒸気が放出されることによる火災危険を排除するもので、炉の上方に傘上の天蓋を設けて高温気体及び火の粉の飛散を妨げるとともに、これを屋外に導くための煙突状排気筒を設けるよう規制しています。

※ 「開放炉」とは、鋳物工場、焼入工場等に見られる工業用の炉で、燃焼ガス、火の粉等が煙突又は排気筒を介さずに直接放出する構造のものをいいます。

第12号は、溶鉱炉、鋳物用の溶融炉、固体の油脂溶の溶融等に関する規制で、溶融中又は溶融物の取出し等の場合、溶融物があふれることにより、溶融物自体が着火し、又は周囲の可燃物へ着火する等の危険を排除するための規定です。

※ 「安全に誘導する装置」とは、例えば周囲に溝を掘るか、又は誘導する囲いを設けるなどの措置をいいます。

第14号は、熱風炉について、その風道、すなわち加熱された空気等の伝送管について規定したものです。

※ 「防火ダンパー」とは、通常延焼を防止するために、熱風又は火粉を遮断する金属製の閉鎖装置をいいます。

第15号は、薪、石炭、炭、練炭等の取灰による火災発生の危険を排除するための規定です。

第17号は、軽油、重油、灯油、ガソリン等の液体燃料を使用する炉の付属設備（燃料タンク、配管等）の位置、構造等について規定したものです。

※ 上記液体燃料は現状では、すべて危険物等に該当し、その貯蔵又は取り扱う数量が、指定数量以上の場合には危政令、危険物の規制に関する規則の規制を受けることになり、また、指定数量未満の場合には、第4章の指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等第30条から第32条までの規定に適合しなければなりません。

第18号は、液体燃料又は气体燃料の蒸気又はガスの滞留による爆発危険を排除するとともに、開閉の可能な金属製の小さな窓、耐熱性ガラスのぞき窓を設け、燃焼状況を確認できる構造とすること。また、配管の構造等について規定したものです。

第18号の2の「必要に応じ」とは、炉の形態や燃焼方式等によっては、必ずしもこれらの安全装置を設ける必要がないものもあるため、個々の設備に応じた安全装置を設けるべきことを規定したものです。

※ 安全装置が設けられていない設備にあっても、一般財団法人日本燃焼器具検定協会、一般財団法人日本ガス機器検査協会、一般財団法人電気安全環境研究所又は一般財団法人日本品質保証機構の検査合格品については、これらの安全装置が設けられたものと同等の安全性を有しているとみなします。

第18号の3は、原則として、气体燃料を使用する炉の配管、計量器等の付属設備は火花の発生するおそれのある電気設備が設けられているパイプシャフト等の隠ぺい場所に設けないよう規定したものです。

第19号は、電気を熱源とする炉の電気配線等の構造及び過熱防止等の設置について規定したものです。

<第2項について>

電気を熱源とした炉についての点検及び維持管理等について規定したものです。

<第3項について>

入力350キロワット以上の炉の規制で、この設備から出火した場合の延焼拡大防止対策のため不燃材料等で区画した室内に設けることを規定したものです。

<第4項について>

前3項の規定のほか、液体燃料を使用する炉等の位置、構造及び管理の基準については、第4章第1節指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等第30条、第31条の2から第31条の5まで（第31条の4第2項第1号から第3号まで及び第8号を除く。）を準用することを規定しています。

(ふろがま)

第3条の2 ふろがまの構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) かま内にすすが付着しにくく、かつ、目詰まりしにくい構造とすること。
 - (2) 気体燃料又は液体燃料を使用するふろがまには、空だきをした場合に自動的に燃焼を停止できる装置を設けること。
- 2 前項に規定するもののほか、ふろがまの位置、構造及び管理の基準については、前条（第1項第11号及び第12号を除く。）の規定を準用する。

【解説】

本条は、主として家庭で使用する小型のふろがまを対象としたもので、公衆浴場等の営業用ふろがまは、条例第3条の「炉」の規制を受けます。

<第1項について>

第2号は、ふろがまや循環パイプの加熱による出火防止を目的として規定したものです。

<第2項について>

条例第3条の炉の位置、構造及び管理についての規定が同条第1項第11号及び第12条を除いて、ふろがまに準用されることを規定しています。

(温風暖房機)

第3条の3 温風暖房機の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 加熱された空気に、火粉、煙、ガス等が混入しない構造とし、熱交換部分を耐熱性の金属材料等で造ること。
- (2) 温風暖房機に附属する風道にあっては、不燃材料以外の材料による仕上げ又はこれに類似する仕上げをした建築物等の部分及び可燃性の物品との間に次の表に掲げる式によって算定した数値（入力70キロワット以上のものに附属する風道にあっては、算定した数値が15以下の場合は、15とする。）以上の距離を保つこと。ただし、厚さ2センチメートル以上（入力70キロワット以上のものに附属する風道にあっては、10センチメートル以上）の金属以外の

不燃材料で被覆する部分については、この限りでない。

風道からの方向	距離（単位 センチメートル）
上方	$L \times 0.70$
側方	$L \times 0.55$
下方	$L \times 0.45$

この表においてLは、風道の断面が円形の場合は直径、矩形の場合は長辺の長さとする。

- 2 前項に規定するもののほか、温風暖房機の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第11号及び第12号を除く。）の規定を準用する。

【解説】

本条は、暖房を主目的として温風を発生させる装置を有するもののうち、燃焼ガス及び燃焼生成物が温風に混入しない構造の設備について規定したものです。

<第1項について>

第2号は、不燃材料による仕上げ又はグラスウール、ロックウール等の不燃材料で被覆する部分以外においては、離隔距離を確保しなければならないことを規定しています。

<第2項について>

条例第3条の炉の位置、構造及び管理についての規定が同条第1項第11号及び第12条を除いて、温風暖房機に準用されることを規定しています。

(厨房設備)

第3条の4 調理を目的として使用するレンジ、フライヤー、かまど等の設備（以下「厨房設備」という。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 厨房設備に附属する排気ダクト及び天蓋（以下「排気ダクト等」という。）は、次によること。

ア 排気ダクト等は、耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造ること。ただし、当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあっては、この限りでない。

イ 排気ダクト等の接続は、法兰ジ接続、溶接等とし、気密性のある接続とすること。

ウ 排気ダクト等は、建築物等の可燃性の部分及び可燃性の物品との間に10センチメートル以上の距離を保つこと。ただし、金属以外の不燃材料で有効に被覆する部分については、この限りでない。

エ 排気ダクトは、十分に排気を行うことができるものとすること。

オ 排気ダクトは、直接屋外に通ずるものとし、他の用途のダクト等と接続しないこと。

カ 排気ダクトは、曲り及び立下りの箇所を極力少なくし、内面を滑らかに仕上げること。

(2) 油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備の天蓋は、次によること。

ア 排氣中に含まれる油脂等の付着成分を有効に除去することができるグリスフィルター、グリスエクストラクター等の装置（以下「グリス除去装置」という。）を設けること。ただし、排気ダクトを用いず天蓋から屋外へ直接排気を行う構造のものにあっては、この限りでない。

イ グリス除去装置は、耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造られたものとすること。ただし、当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあっては、この限りでない。

ウ 排気ダクトへの火炎の伝送を防止する装置（以下「火炎伝送防止装置」という。）を設けること。ただし、排気ダクトを用いず天蓋から屋外へ直接排気を行う構造のもの又は排気ダクトの長さ若しくは当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあっては、この限りでない。

エ 次に掲げる厨房設備に設ける火炎伝送防止装置は、自動消火装置とすること。

(ア) 令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物の地階に設ける厨房設備で当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上のもの

(イ) (ア)に掲げるもののほか、高さ31メートルを超える建築物に設ける厨房設備で当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上のもの

(3) 天蓋、グリス除去装置及び火炎伝送防止装置は、容易に清掃ができる構造とすること。

(4) 天蓋及び天蓋と接続する排気ダクト内の油脂等の清掃を行い、火災予防上支障のないように維持管理すること。

2 前項に規定するもののほか、厨房設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第11号から第14号までを除く。）の規定を準用する。この場合において、第3条第3項の規定中「入力」とあるのは、「当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が」と読み替えるものとする。

【解説】

本条は、調理を目的として又は調理の用に供する設備とそれに付属する排気ダクト等について規定したもので、本条で規制される火気設備は、業務用、一般家庭を問わず、また、使用場所も飲食店、家庭の台所、事務所の給湯室や給食センター等多岐にわたっています。

※ 廉房設備の種類としては、煮炊き用（こんろ、レンジ、めんゆで器等）、焼き物用（オーブン、グリル、サラマンダー等）、揚げ物用（フライヤー等）、炊飯用（炊飯器等）、保温用（温藏庫、ベンマリー等）、その他（蒸し器、食器洗浄機、給茶器等）があります。

<第1項について>

ダクト火災の出火及び延焼を防止するための規定であり、排気ダクト及び天蓋の構造を規定したものです。

<第2項について>

条例第3条の炉の位置、構造及び管理についての規定が同条第1項第11号から第14条までを除いて、厨房設備に準用されることを規定しています。

※ 第3条第3項に規定中「入力」を「厨房設備の入力と同一厨房設備室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が」と読み替えるのは、厨房設備の場合、その使用形態上、同一室内において複数の設備が一体として同時に使用される場合が多いため、同一厨房室内に設ける厨房設備の入力の合計によることとしたものです。

(ボイラー)

第4条 ボイラーの構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 蒸気管は、可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分及びこれらに接触する部分を、けい藻土その他の遮熱材料で有効に被覆すること。
 - (2) 蒸気の圧力が異常に上昇した場合に自動的に作動する安全弁その他の安全装置を設けること。
- 2 前項に規定するもののほか、ボイラーの位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第11号及び第12号を除く。）の規定を準用する。

【解説】

本条は、すべての種類及び大きさのボイラーを規制の対象としますが、労働安全衛生法に基づくボイラー及び圧力容器安全規則によって規制を受けるものについては、同規則との関係から本条による規定は適用されません。したがって、小型ボイラー及び簡易ボイラーが本条の適用となります。

<第1項について>

遮熱効果が防火上有効であるように被覆すること。また、安全装置について規定したものです。

<第2項について>

条例第3条の炉の位置、構造及び管理についての規定が同条第1項第11号及び第12条を除いて、ボイラーに準用されることを規定しています。

(ストーブ)

第5条 ストーブ（移動式のものを除く。以下この条において同じ。）のうち、固体燃料を使用するものにあっては、不燃材料で造ったたき殻受けを付設しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、ストーブの位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第11号から第14号まで及び第17号才を除く。）の規定を準用する。

【解説】

本条は、移動式以外のもの、すなわち、固定式ストーブに対する規定です。

※ 屋外に通ずる煙突を設けたものは固定式と解します。

<第1項について>

たき殻受けは、落火を受け、取り出すときに落ちるたき殻を受けるために、通常、ストーブ本体の底部又は前部に設けられているが、それは必ず不燃材料で造られたものでなければならないことを規定しています。

<第2項について>

条例第3条の炉の位置、構造及び管理についての規定が、同条第1項第11号から第14号まで及び第17号才を除いて、ストーブに準用されることを規定しています。

(壁付暖炉)

第6条 壁付暖炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 背面及び側面と壁等との間に10センチメートル以上の距離を保つこと。ただし、壁等が耐火構造であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料で造ったものの場合にあっては、この限りでない。

(2) 厚さ20センチメートル以上の鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、れんが造、石造又はコンクリートブロック造とし、かつ、背面の状況を点検することができる構造とすること。

2 前項に規定するもののほか、壁付暖炉の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第7号及び第9号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

【解説】

本条は、建築物の壁に組込み、又は一体となって築造される壁付暖炉に対して規制したものです。

※ 単に装飾の目的で造られるもの、移動式のストーブを入れて利用するもの等、特に煙突を設けることを必要としない模造壁付暖炉等、これらの模造的なものは本条の対象とはならず、移動式のストーブを入れたものは、ストーブとして条例第18条から第21条に規定する器具の規制を受けることになります。

<第1項について>

第1号は、壁付暖炉の背面及び側面は、伝熱による火災危険を少なくするため、壁、柱その他建築物の部分から10センチメートル以上の間隔を保たなければならないことを規定しています。

※ 壁等が耐火構造の場合は、離隔距離を免除しています。

第2号は、壁付暖炉の耐火性について、その構造を規定し、目地のゆるみその他の亀裂等を見し易いように、背面の点検ができる構造にすることを規定しています。

※ 前号ただし書の規定により間隔を保つことを要しない場合には、適用しません。

<第2項について>

条例第3条の炉の位置、構造及び管理についての規定が、同条第1項第1号、第7号及び第9号から第12号までを除いて、壁付暖炉に準用されることを規定しています。

(乾燥設備)

第7条 乾燥設備の構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 乾燥物品が直接熱源と接触しない構造とすること。
 - (2) 室内の温度が過度に上昇するおそれのある乾燥設備にあっては、非常警報装置又は熱源の自動停止装置を設けること。
 - (3) 火粉が混入するおそれのある燃焼排気により直接可燃性の物品を乾燥するものにあっては、乾燥室内に火粉を飛散しない構造とすること。
- 2 前項に規定するもののほか、乾燥設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第11号及び第12号を除く。）の規定を準用する。

【解説】

本条は熱源により、物品の水分を除去し乾燥させ又は油脂の固化を促進させるための設備の位置、構造について規定したものです。

<第1項について>

第1号は、乾燥物品が、乾燥するための熱源、すなわち蒸気管、熱媒管、電気による発熱体、裸火等に接触することにより発火することを防止するための規定です。

第2号は、乾燥する室内的温度が異常上昇することにより、乾燥物品等室内の可燃物が発火することを防止するための規定です。

第3号は、乾燥物品に着火しないよう、火粉が混入するおそれのある燃焼排気によって、裸火等が直接乾燥物品に接触することを防止するための規定です。

<第2項について>

条例第3条の炉の位置、構造及び管理についての規定が同条第1項第11号及び第12号を除いて、乾燥設備に準用されることを規定しています。

(サウナ設備)

第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
 - (2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。
- 2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

【解説】

本条は、電気、ガス又は蒸気を熱源とする放熱器及びその他の高温を発生させる装置により、高温低湿の空間を作る設備に係る位置、構造、管理の基準について規定したものです。

※ スイミングクラブや美容室及び一部の医療機関等において、低温サウナや採暖室等と称し、身体を乾かしたり、美容や医療的な目的に使用するなど特殊な例が見られますが、基本的には本条の適用を受けることとなります。

<第1項について>

第1号は、建築物等及び可燃物からの離隔距離の確保を規定したものです。

第2号は、サウナ室の温度が異常に上昇した時、自動的に電気、ガス等の燃料を遮断ができる手動停止装置及び自動停止装置を設けることを規定したものです。

<第2項について>

条例第3条の炉の位置、構造及び管理についての規定が同条第1項第1号及び第10号から第12号を除いて、サウナ設備に準用されることを規定しています。

(簡易湯沸設備)

第8条 簡易湯沸設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第6号及び第10号から第15号まで、第2項第5号並びに第3項を除く。）の規定を準用する。

【解説】

本条は、簡易湯沸設備（入力が、12キロワット以下の湯沸設備をいう。）について規定したもので、条例第3条の炉の位置、構造及び管理についての規定が同条第1項第6号及び第10号から第15号まで、第2項第5号並びに第3項を除いて、簡易湯沸設備に準用されることを規定しています。

※ 本条及び次条の湯沸設備は、貯湯部が大気に開放されており、大気圧以上の圧力がかからぬ構造の設備をいう。

(給湯湯沸設備)

第8条の2 給湯湯沸設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第11号から第14号までを除く。）の規定を準用する。

【解説】

本条は、入力が12キロワットを超える湯沸設備について規定したもので、条例第3条の炉の位置、構造及び管理についての規定のうち、同条第1項第11号から第14号までを除いて、同条の規定が準用されることを規定しています。

(燃料電池発電設備)

第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、溶融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに第44条第11号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第11条第1項（第7号を除く。）並びに第12条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。以下この項及び第4項において同じ。）であって出力10キロワット未満のもののうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号及び第4号、第11条第1項第1号、第2号、第4号、第8号及び第10号並びに第12条第1項第3号及び第4号の規定を準用する。

- 3 屋外に設ける燃料電池発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第10号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第8号から第10号まで並びに第2項並びに第12条第1項第1号、第3号及び第4号の規定を準用する。
- 4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける燃料電池発電設備であって出力10キロワット未満のもののうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第10号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号及び第4号、第11条第1項第8号及び第10号並びに第12条第1項第3号及び第4号の規定を準用する。
- 5 前各項に規定するもののほか、燃料電池発電設備の構造の基準については、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第51号）第30条及び第34条の規定並びに電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第44条の規定の例による。

【解説】

本条は、固体高分子型、リン酸型、溶融炭酸塩型又は固体酸化物型の燃料電池による発電設備のうち内部でバーナー等の火を使用するものを燃料電池発電設備として位置付け、火を使用する設備として規定したものです。

<第1項について>

屋内に設ける燃料電池発電設備の位置、構造及び管理の基準について、条例第3条の他、第11条及び第12条を準用する規定です。

<第2項について>

屋内に設ける固体高分子型燃料電池による発電設備のうち出力10キロワット未満で安全装置が設置されている燃料電池発電設備についての位置、構造及び管理の基準について規定したものです。

<第3項について>

屋外に設ける燃料電池発電設備の位置、構造及び管理の基準について条例第3条の他、第11条及び12条を準用するが、屋外設置であることから第1項とは、準用条文が若干異なるものです。

<第4項について>

屋外に設ける固体高分子型燃料電池による発電設備のうち出力10キロワット未満で安全装置が

設置されている燃料電池発電設備についての位置、構造及び管理の基準について規定したものです。

<第5項について>

燃料電池発電設備の構造については、前各号に規定するほか発電用火力設備に関する技術基準並びに電気設備に関する技術基準の規定の例によるものと規定したものです。

(掘ごたつ及びいりり)

第9条 掘ごたつの火床又はいりりの内面は、不燃材料で造り、又は被覆しなければならない。

2 掘ごたつ及びいりりの管理の基準については、第3条第2項第1号及び第4号の規定を準用する。

【解説】

本条は、堀ごたつ及びいりりについて規制したものですが、「置ごたつ」は、移動的なものであることから、器具として、第19条第1項第2号に規定されています。

<第1項について>

「火床」は、通常灰及び炭火を入れるための部分をいい、本項の「不燃材料」は、金属を含みますが、不燃材料の材質に応じ、熱伝導等により周囲の可燃物へ着火するおそれのないよう適當な厚み及び構造とするように配慮することが必要です。

<第2項について>

管理について、第3条第2項第1号及び第4号の規定が準用されることを規定しています。

(ヒートポンプ冷暖房機)

第9条の2 ヒートポンプ冷暖房機の内燃機関の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 容易に点検することができる位置に設けること。
(2) 防振のための措置を講ずること。
(3) 排気筒を設ける場合は、防火上有効な構造とすること。

2 前項に規定するもののほか、ヒートポンプ冷暖房機の内燃機関の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第10号から第15号まで、第18号、第18号の2及び第19号、第2項第5号並びに第3項を除く。）の規定を準用する。

【解説】

本条は、ヒートポンプ式冷暖房機（冷媒用コンプレッサーを駆動し、冷媒のヒートポンプサイクルにより冷暖房を行う設備）の内燃機関の位置、構造及び管理の基準を規定したものです。

<第1項について>

第2号に規定する「防振のための措置」とは、内燃機関の存する床又は台を建築物その他の部分と別構造とするか、又はスプリングゴム、ゴム、砂、コルク等により振動を吸収する構造とすることをいいます。

第3号に規定する「排気筒」とは、内燃機関の排気ガスを排出するための筒をいい、防火上有効な構造」とは、排気筒の遮熱材を不燃材料にすることの他に排気筒を可燃物と接触させないこと及び排気ガスの熱により燃焼するおそれのある可燃物の付近に排気口を設けないようにすることが含まれます。

<第2項について>

条例第3条の炉の位置、構造及び管理についての規定が同条第1項第10号から第15号まで、第18号、第18号の2及び第19号、第2項第5号並びに第3項を除いて、ヒートポンプ冷暖房機に準用されることを規定しています。

(火花を生ずる設備)

第10条 グラビヤ印刷機、ゴムスプレッダー、起毛機、反毛機その他その操作に際し、火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備（以下「火花を生ずる設備」という。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 壁、天井（天井のない場合においては、屋根）及び床の火花を生ずる設備に面する部分の仕上げを準不燃材料とした室内に設けること。
- (2) 静電気による火花を生ずるおそれのある部分に、静電気を有効に除去する措置を講ずること。
- (3) 可燃性の蒸気又は微粉を有効に除去する換気装置を設けること。
- (4) 火花を生ずる設備のある室内においては、常に、整理及び清掃に努めるとともに、みだりに火気を使用しないこと。

【解説】

本条は、操作に際し、火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備の位置、構造、管理について規定したものです。

※ ゴムスプレッダーは、主として布等にゴムを引く設備、起毛機は生地を毛ばたてる設備、反毛機は原毛、ぼろ等をたたいて綿をほぐす設備です。

<第1項について>

第1号は、本条が対象とする設備は、火災を拡大する危険性を含むものであり、設置する室の設備に面する部分の仕上げを準不燃材料にすることにより、延焼を防ぐため規定したものです。

第2号に規定する「静電気を除去するための措置」とは、設備から発生する静電気を過度に蓄積させないような措置をいいます。

第3号は、室内に可燃性の蒸気又は微粉が充満して一定の量に達すると、火花により室全体が爆発的に燃焼する危険があり、また、室の空間の一部においても同様に急激な燃焼をすることになるので、十分に換気をして、このような事故を防止しようとするものです。

※ 「換気装置」としては、強制換気装置のほかに、外気に面する換気上有効な開口部を含みます。

第4号については、火花等による着火を防止するため微粉を堆積させないことが重要です。

(放電加工機)

第10条の2 放電加工機（加工液として法第2条第7項に規定する危険物を用いるものに限る。

以下同じ。）の構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 加工槽内の放電加工部分以外における加工液の温度が、設定された温度を超えた場合において、自動的に加工を停止できる装置に設けること。
 - (2) 加工液の液面の高さが、放電加工部分から液面までの間に必要最小限の間隔を保つために設定された液面の高さより低下した場合において、自動的に加工を停止できる装置を設けること。
 - (3) 工具電極と加工対象物との間の炭化生成物の発生成長等による異常を検出した場合において、自動的に加工を停止できる装置を設けること。
 - (4) 加工液に着火した場合において、自動的に消火できる装置に設けること。
- 2 放電加工機の管理は、次に掲げる基準によらなければならない。
- (1) 引火点70度未満の加工液を使用しないこと。
 - (2) 吹きかけ加工その他火災の発生のおそれのある方法による加工を行わないこと。
 - (3) 工具電極を確実に取り付け、異常な放電を防止すること。
 - (4) 必要な点検及び整備を行い、火災予防上有効に保持すること。
- 3 前2項に規定するもののほか、放電加工機の位置、構造及び管理の基準については、前条（第2号を除く。）の規定を準用する。

【解説】

本条は、危険物を加工液として使用する放電加工機について、加工液に引火することによる火災の発生を防止するために必要な位置、構造及び管理についての基準を定めたものです。

※ 加工液として危険物を使用していない場合は、本条の適用を受けません。

<第1項について>

危険物を加工液として使用する放電加工機の構造基準について規定したものです。

第1号は、加工液の温度が、あらかじめ設定した温度を超えた場合に自動的に加工を停止する自動停止装置を義務付けたものです。

第2号は、加工中に何らかの理由により加工液の液面が高さより低下した場合に自動的に加工を停止する自動停止装置を義務付けたものです。

第3号は、放電加工中には加工くずが発生しますが、これらをうまく除去できない場合、異常放電を起こし、加工対象物と工具電極の間に炭化物が付着し、これが液面に露出することもあり引火する危険性があるため、これらの炭化生成物を検出した場合に自動的に加工を停止する自動停止装置の設置を義務付けたものです。

第4号については、加工液に引火した場合すみやかに火災を感知し消火が行われるように自動消火装置の設置を義務付けたものです。

※ 危険物保安技術協会では、第1項各号に規定する構造も含め、放電加工機の安全確認のための試験を行っており、これに合格した製品には「放電加工機型式試験確認証」が貼付されています。

<第2項について>

放電加工機を使用する場合の管理方法について規定したものです。

<第3項について>

放電加工機について、火災予防上必要な事項について前条の規定（第2号を除く。）を準用するものです。

(変電設備)

第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に規定する急速充電設備を除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 水が浸入し、又は浸透するおそれのない位置に設けること。
 - (2) 可燃性又は腐食性の蒸気又はガスが発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。
 - (3) 変電設備（消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）は、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあっては、はり又は屋根。以下同じ。）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設ける室内に設けること。ただし、変電設備の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。
- (3)の2 キュービクル式のものにあっては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障

のない距離を保つこと。

- (3)の3 第3号の壁等をダクト、ケーブル等が貫通する部分には、すき間を不燃材料で埋める等火災予防上有効な措置を講ずること。
 - (4) 屋外に通ずる有効な換気設備を設けること。
 - (5) 見やすい箇所に変電設備である旨を表示した標識を設けること。
 - (6) 変電設備のある室内には、係員以外の者をみだりに入りさせないこと。
 - (7) 変電設備のある室内は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。
 - (8) 定格電流の範囲内で使用すること。
 - (9) 必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに必要に応じ設備の各部分の点検及び絶縁抵抗等の測定試験を行わせ、不良箇所を発見したときは、直ちに補修させるとともに、その結果を記録し、かつ、保存すること。
 - (10) 変圧器、コンデンサーその他の機器及び配線は、堅固に床、壁、支柱等に固定すること。
- 2 屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。
- 3 前項に規定するもののほか、屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のものを除く。）の位置、構造及び管理の基準については、第1項第3号の2及び第5号から第10号までの規定を準用する。

【解説】

本条は、屋内及び屋外に設ける変電設備からの火災危険を排除するとともに、他の施設への延焼を防止するため、変電設備の位置、構造及び管理について規定したものです。

<第1項について>

変電設備を屋内に設ける場合の位置、構造及び管理について必要事項を規定したものです。

<第2項について>

屋外に設ける変電設備と他の建築物との離隔距離を規定したものです。

※ 変電設備と相対する建築物の外壁の前面を不燃材料で造り、又は覆い、かつ、開口部のない場合は、3メートル以上の距離をとらなくてもよいとしたものです。

<第3項について>

屋外に設ける変電設備についても、設置する場所及び換気等を除いて屋内に設置する変電設備の

規定を準用しています。

(急速充電設備)

第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならぬ。

- (1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。
 - ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの
 - イ 分離型のものにあっては、充電ポスト
- (2) その筐体^{きょうたい}は不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。
- (3) 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。
- (4) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。
- (5) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (6) コネクターと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (7) コネクターが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクターが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。
- (8) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (9) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (10) 異常な高温とならないこと。ただし、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的

に停止させる措置を講ずること。

- (11) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作できる箇所に設けること。
 - (12) 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。
 - (13) コネクターについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあっては、この限りでない。
 - (14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあっては、当該液体が漏れた場合にその液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とし、及び充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
 - (15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあっては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
 - (16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあっては、当該蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）について次に掲げる措置を講ずること。
 - ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
 - イ 異常な高温とならないこと。
 - ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
 - エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
 - (17) 急速充電設備のうち分離型のものにあっては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。
 - (18) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。
 - (19) 急速充電設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。
- 2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第5号、第8号及び第9号の規定を準用する。

【解説】

本条は、急速充電設備の位置、構造及び管理について規定したものです。

<第1項について>

本条の適用を受ける急速充電設備とは、電気を内部で変圧して、電気自動車等に充電する設備です。ただし、全出力が20キロワット以下のものについては本条の対象外となります。コネクター型以外の急速充電設備については、前条の変電設備の規定が適用されます。

また、分離型の急速充電設備は、変圧する機能を有する設備本体を屋外に設置し、充電ポストを屋内に設置すること（又はその逆）も可能です。

第1号は、屋外に設ける急速充電設備と他の建築物との離隔距離について規定したものです。ただし、分離型の場合、充電ポストは単にコネクター及び充電用ケーブルを収納する設備であり、変圧等の機能を有するものではないことから出火危険性が低いものと想定されますが、変圧する機能を有する設備本体にのみ適用します。

第2号の「筐体」とは、機械、電気機器などを中に収めた箱を意味します。

第7号の「印加」とは、電気回路に電圧や信号を与えることを意味します。

第11号に規定する「速やかに操作できる箇所」とは、一体型の場合は設備本体、分離型の場合はコネクターや充電ポスト等に設けることなどが望ましい。

第12号に規定する「衝突を防止する措置」とは、「樹脂製ポール」、「鉄製パイプ」、「車止め」及び「縁石」等のほか急速充電設備を駐車スペースより1段高い位置に設けることも含まれます。

ただし、これらの衝突防止策は、点検を実施する際に急速充電設備の扉の開閉の妨げにならない位置に設置等をしなければなりません。

第16号、第17号に規定する「主として保安のために設けるもの」とは、停電時に電気自動車等とコネクターの接続部分の制御を行うなど、設備の安全装置を維持するために設ける蓄電池が該当します。

<第2項について>

急速充電設備は、電気を内部で変圧するものであることから、変電設備の基準の一部が急速充電設備にあてはめて適用されることを規定したものです。

(内燃機関を原動力とする発電設備)

第12条 屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 容易に点検することができる位置に設けること。
- (2) 防振のための措置を講じた床上又は台上に設けること。
- (3) 排気筒は、防火上有効な構造とすること。

- (4) 発電機、燃料タンクその他の機器は、堅固に床、壁、支柱等に固定すること。
- 2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第17号及び第18号の3並びに第11条第1項の規定を準用する。この場合において、第3条第1項第17号ウ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。
- 3 屋外に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第17号及び第18号の3、第11条第1項第3号の2及び第5号から第10号まで並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。この場合において、第3条第1項第17号ウ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける气体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備であって出力10キロワット未満のもののうち、次の各号に掲げる基準に適合する鋼板（板厚が0.8ミリメートル以上のものに限る。）製の外箱に収納されているもの的位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）及び第18号の3、第11条第1項第7号、第8号及び第10号並びに本条第1項第2号から第4号までの規定を準用する。
- (1) 断熱材又は防音材を使用する場合は、難燃性のものを使用すること。
- (2) 換気口は、外箱の内部の温度が過度に上昇しないように有効な換気を行うことができるものとし、かつ、雨水等の浸入防止の措置が講じられているものであること。
- 5 前各項に規定するもののほか、内燃機関を原動力とする発電設備の構造の基準については、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第27条の規定の例による。

【解説】

本条は、内燃機関（ガスタービンを含む。）を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準について規定したものです。

(蓄電池設備)

- 第13条 屋内に設ける蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）の電槽は、耐酸性の床上又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあっては、耐酸性の床又は台としないことができる。
- 2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号並びに第11条第1項第1号、第3号から第6号まで及び第9号の規定を準用する。

- 3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。
- 4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。

【解説】

本条は、定格容量と電槽数の合計が4,800アンペアアワー・セル以上の蓄電池設備を設置する場合の位置、構造及び管理の基準について規定したものです。

※ 「蓄電池設備」とは、蓄電池を主体としてこれに充電する装置等を含む設備の一体をいう。

(ネオン管灯設備)

第14条 ネオン管灯設備の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 点滅装置は、低圧側の容易に点検できる位置に設けるとともに、不燃材料で造った覆いを設けること。ただし、無接点繼電器を使用するものにあっては、この限りでない。
- (2) 変圧器を雨のかかる場所に設ける場合にあっては、屋外用のものを選び、導線引出部が下向きとなるように設けること。ただし、雨水の浸透を防止するために有効な措置を講じたときは、この限りでない。
- (3) 支枠その他ネオン管灯に近接する取付材には、木材（難燃合板を除く。）又は合成樹脂（不燃性及び難燃性のものを除く。）を用いないこと。
- (4) 壁等を貫通する部分の碍管^{がい}は、壁等に固定すること。
- (5) 電源の開閉器は、容易に操作しやすい位置に設けること。

2 ネオン管灯設備の管理の基準については、第11条第1項第9号の規定を準用する。

【解説】

本条は、ネオン管灯設備（ネオンサイン設備）の位置、構造及び管理について規定したものです。

(舞台装置等の電気設備)

第15条 舞台装置若しくは展示装飾のために使用する電気設備又は工事、農事等のために一時的に使用する電気設備（以下「舞台装置等の電気設備」という。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 舞台装置又は展示装飾のために使用する電気設備は、次によること。
 - ア 電灯は、可燃物を過熱するおそれのない位置に設けること。
 - イ 電灯の充電部分は、露出させないこと。

ウ 電灯又は配線は、著しく動搖し、又は脱落しないように取り付けること。

エ アークを発生する設備は、不燃材料で造ること。

オ 1の電線を2以上の分岐回路に使用しないこと。

(2) 工事、農事等のために一時的に使用する電気設備は、次によること。

ア 分電盤、電動機等は、雨雪、土砂等により障害を受けるおそれのない位置に設けること。

イ 残置灯設備の電路には、専用の開閉器を設け、かつ、ヒューズを設ける等自動遮断の措置を講ずること。

2 舞台装置等の電気設備の管理の基準については、第11条第1項第7号から第10号までの規定を準用する。

【解説】

本条は、催物等で舞台装置、展示装飾のために使用するもの及び工事、農事等のため一時的に使用する電気設備について規定したものです。

※ 「舞台装置若しくは展示装飾のために使用する電気設備」とは、必ずしも一時的に使用するもののみを対象とするものではなく、恒久的な設備についても本条の適用を受けます。

(避雷設備)

第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。第23条第4項において同じ。）に適合するものとしなければならない。

2 避雷設備の管理については、第11条第1項第9号の規定を準用する。

【解説】

本条は、避雷設備について、落雷による火災を防止するために必要な事項を規定したものです。

消防長が指定する日本産業規格は、JIS A4201「建築物等の雷保護」となります。

(水素ガスを充填する気球)

第17条 水素ガスを充填する気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 煙突その他火気を使用する施設の付近において掲揚し、又は係留しないこと。

(2) 建築物の屋上で掲揚しないこと。ただし、屋根が、不燃材料で作った陸屋根で、その最小幅員が気球の直径の2倍以上である場合においては、この限りでない。

(3) 掲揚に際しては、掲揚綱と周囲の建築物又は工作物との間に水平距離10メートル以上の空

間を保有するとともに、掲揚網の固定箇所にさく等を設け、かつ、立入りを禁止する旨を標示すること。ただし、前号ただし書の規定により建築物の屋上で掲揚する場合においては、この限りでない。

- (4) 気球の容積は、15立方メートル以下とすること。ただし、観測又は実験のために使用する気球については、この限りでない。
- (5) 風圧又は摩擦に対し十分な強度を有する材料で造ること。
- (6) 気球に付設する電飾は、気球から3メートル以上離れた位置に取り付け、かつ、充電部分が露出しない構造とすること。ただし、過熱又は火花が生じないように必要な措置を講じたときは、気球から1メートル以上離れた位置に取り付けることができる。
- (7) 前号の電飾に使用する電線は、断面積が0.75平方ミリメートル以上（文字網の部分に使用するものにあっては、0.5平方ミリメートル以上）のものを用い、長さ1メートル以下（文字網の部分に使用するものにあっては、0.6メートル以下）ごと及び分岐点の付近において支持すること。
- (8) 気球の地表面に対する傾斜角度が45度以下となるような強風時においては、掲揚しないこと。
- (9) 水素ガスの充填又は放出については、次によること。
 - ア 屋外の通風のよい場所で行うこと。
 - イ 操作者以外の者が近接しないよう適当な措置を講ずること。
 - ウ 電飾を付設するものにあっては、電源を遮断して行うこと。
 - エ 摩擦又は衝撃を加える等粗暴な行為をしないこと。
 - オ 水素ガスの充填に際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後減圧器を使用して行うこと。
- (10) 水素ガスが90容量パーセント以下となった場合においては、詰替えを行うこと。
- (11) 掲揚中又は係留中においては、監視人を置くこと。ただし、建築物の屋上その他公衆の立ち入るおそれのない場所で掲揚し、又は係留する場合にあっては、この限りでない。
- (12) 多数の者が集合している場所において運搬その他の取扱いを行わないこと。

【解説】

本条は、水素ガスを充填する気球の位置、構造及び管理について規定したものです。

(火を使用する設備に附属する煙突)

第17条の2 火を使用する設備（燃料電池発電設備を除く。）に附属する煙突は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 構造又は材質に応じ、支柱、支線、腕金具等で固定すること。
- (2) 可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分、小屋裏、天井裏、床裏等において接続する場合は、容易に離脱せず、かつ、燃焼排気が漏れない構造とすること。
- (3) 容易に清掃ができる構造とすること。
- (4) 火粉を飛散するおそれのある設備に附属するものにあっては、火粉の飛散を防止するための有効な装置を設けること。
- (5) 前各号に規定するもののほか、煙突の基準については、建築基準法施行令第115条第1項第1号から第3号まで及び第2項の規定を準用する。

【解説】

本条は、火を使用する設備に付属する煙突の位置、構造及び管理について規定したものです。

＜第5号について＞

建築基準法施行令第115条「建築物に設ける煙突」の位置及び構造の規定を準用することを規定したものです。

(基準の特例)

第17条の3 この節の規定は、この節に掲げる設備について、消防長が、当該設備の位置、構造及び管理並びに周囲の状況から判断して、この節の規定による基準によらなくとも、火災予防上支障がないと認めるとき、又は予想しない特殊の設備を用いることにより、この節の規定による基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

【解説】

本条は、本節の基準によらなくても消防長が火災予防上安全であると認めた火気設備については、特例設置を認めることができますとして、弾力的に運用ができるように規定したものです。

第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準

(液体燃料を使用する器具)

第18条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。
- ア 別表第3の左欄に掲げる種類等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる距離
- イ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離
- (2) 可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。
- (3) 地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること。
- (4) 地震等により容易に転倒又は落下するおそれのないような状態で使用すること。
- (5) 不燃性の床上又は台上で使用すること。
- (6) 故障し、又は破損したものを使用しないこと。
- (7) 本来の使用目的以外に使用する等不適当な使用をしないこと。
- (8) 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。
- (9) 器具の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。
- (9)の2 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用すること。
- (10) 燃料漏れがないことを確認してから点火すること。
- (11) 使用中は、器具を移動させ、又は燃料を補給しないこと。
- (12) 漏れ、又はあふれた燃料を受けるための皿を設けること。
- (13) 必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに必要な点検及び整備を行わせ、火災予防上有効に保持すること。
- 2 液体燃料を使用する移動式ストーブにあっては、前項に規定するもののほか、地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置を設けたものを使用しなければならない。

【解説】

第3章第2節は、火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具（以下「火気器具」という。）の取扱いの基準を規定しています。

火を使用する器具とは、第18条から第21条までに規定する液体燃料、固体燃料、气体燃料を使用する器具及び電気を熱源とする器具を指します。

本条は、液体燃料を使用する器具の取扱いについて規定したものです。

※ 液体燃料を使用する器具の具体例…移動式こんろ、移動式ストーブ、発電機
<第1項について>

第1号は、火気器具から付近の可燃物への着火を防止するための規定です。

第2号は、火気器具が、火源となって、可燃性ガス又は蒸気に引火することを防止するための規定です。

第3号は、平常時のみでなく、地震が発生した場合の可燃物の落下も含めた規定です。

※ 振動により容易に可燃物が落下するおそれがある場所も、当然避けなければなりません。

第5号は、火気器具の使用に際し、下部への伝熱等による火災発生危険を排除する規定です。

第6号は、当然の事項を規定したものですが、火災原因の実態からみれば、故障、破損のままの使用が多いので、特に明記したものです。

第7号は、火気器具は、それぞれ炊事、暖房等特定の用途に使用するように造られており、通常機能上他の代用として用いることは予想されていません。したがってそのような予想されていない使用方法をした場合は、当然火災危険が生ずるので、これを禁止したものです。

第8号は、構造上本来予想され、限定された使用燃料以外の燃料を使用することを禁止した規定です。

第9号は、火災予防の基本事項ですが、とかく忘れがちであり、火気器具が正常であっても、火災発生の危険を生じさせる結果になるので、規定したものです。

第9号の2は、多数の者の集合する催しにおいて火災が発生した場合には初期消火が極めて重要であることから、使用者に対して、消火器の準備を義務付けたものです。

(1) 多数の者の集合する催しとは、一時的に一定の場所に人が集合することにより混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催しであって、例示されている祭礼、縁日等、一定の社会的広がりがあるものを指します。

集合する者の範囲が個人的つながりに留まる場合は対象外となります。

(2) 準備する消火器の基準は、「大和市火災予防条例第18条第1項第9号の2の規定により準備する消火器」(平成26年大和市消防本部告示第7号)に定めています。

その内容については、消火器の種別は、「住宅用消火器以外の消火器」であり、原則火気器具1に対して1本準備します。

しかし、同一の露店等で複数の火気器具を使用する場合は、消火器の普通火災(A火災)に対する能力単位の合計が、その露店等に置かれている火気器具の数以上になるようになります。

普通火災(A火災)に対する能力単位は、消火器に「A-〇(エーハイフンいくつ)」と数字で表示されています。

第11号は、使用中に火気器具を移動させ、又は液体燃料を補給することを禁止したものです。

※ 燃料補給の際は、注意していても、漏れを生ずることがあり、漏れた油が火気器具自体の熱

で蒸発し、燃焼中の炎等によって引火して火災となるおそれがあります。

第12号は、液体燃料が、床又は畳等の上に漏出すると、浸透又は拡大して出火した際、大きな炎となるので、漏れた油を他にしみこませたり拡がらせたりしないために油受けのための皿を設けることを規定したものです。

第13号は、点検及び整備は器具の機能等について熟知したものに行わせることを規定したものです。

<第2項について>

移動式ストーブにあっては、地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置を設けたものを使用することを規定したものです。

(固体燃料を使用する器具)

第19条 固体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火鉢にあっては、底部に、遮熱のための空間を設け、又は砂等を入れて使用すること。
 - (2) 置ごたつにあっては、火入容器を金属以外の不燃材料を造った台上に置いて使用すること。
- 2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第1項第1号から第9号の2までの規定を準用する。

【解説】

本条は、固体燃料を使用する器具の取扱いについて規定したものです。

※ 固体燃料を使用する器具の具体例…炭、練炭等の固体燃料を使用する火鉢、置ごたつ、練炭こんろ、七輪及び石炭ストーブ

※ 上記具体例のうち、煙突が接続されているものについては、第5条のストーブとして規制されます。

<第1項について>

第1号は、固体燃料を使用する火鉢について、底面過熱による火災の発生を防止するための規定です。

第2号は、固体燃料を使用する置ごたつについて、火入れ容器から下面への伝導による火災発生を防止するための規定です。

<第2項について>

液体燃料を使用する器具と同様の取扱い上の基準について、前条（第18条）の基準の一部を準用したものです。

(気体燃料を使用する器具)

第20条 気体を熱源とする器具に接続金属管以外の管は、その器具に応じた適当な長さとしなければならない。

2 前項に規定するもののほか、気体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第10号までの規定を準用する。

【解説】

本条は、気体燃料を使用する器具の取扱いについて規定したものです。

※ 気体燃料を使用する器具の具体例…都市ガス及びプロパンガス等を燃料とするこんろ、

カセットこんろ

<第1項について>

ガス用ゴム管を過度に長いものを使用した場合は折れ、ねじれが生ずる恐れがあり、短すぎる場合は引張り等の力がかかるおそれがあるため、これらによる事故を防止するため、器具に応じた適当な長さにすることを規定したものです。

<第2項について>

液体燃料を使用する器具と同様の取扱い上の基準について、第18条第1項の基準の一部を準用することを規定したものです。

(電気を熱源とする器具)

第21条 電気を熱源とする器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 通電した状態でみだりに放置しないこと。

(2) 安全装置は、みだりに取り外し、又はその器具に不適合なものと取り替えないこと。

2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第9号の2の規定（器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあっては、同項第2号及び第5号から第7号までの規定に限る。）を準用する

【解説】

本条は、電気を熱源とする器具の取扱いについて規定したものです。

※ 電気を熱源とする器具の具体例…シーズ、ハロゲン、PTC等のヒーター類又は電磁誘導加

熱等で加熱を行うホットプレート、オーブン、フライヤー、

電子レンジ、こんろ、電気蒸し器、電気ストーブ

※ 湯沸し用の器具（電気ポット、電気ケトル、コーヒーメーカー等）及び調理を伴わない保温

機能のみの器具（スープウォーマー、保温器等）は、対象外です。

<第1項について>

第1号は、極めて一般的なことですが、電源の切り忘れ又は電源を切ったつもりが切れていないかったなどによる出火例が多いため規定したものです。

第2号は、温度制御装置、加熱防止装置等の重要性、精密性等を考慮し、みだりに修理したり、別の不適合品と取り替えてはならないと規定したものです。

<第2項について>

液体燃料を使用する器具と同様の取扱い上の基準について、第18条第1項の基準の一部を準用することを規定したものです。

(使用に際し火災の発生のおそれのある器具)

第22条 火消つぼその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準については、

第18条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第9号の2の規定を準用する。

【解説】

本条は、火消つぼの取扱いについて規定したものです。「火消つぼ」は、本来密閉することにより、空気の供給を断ち、火を消す器具ですから、故障、破損した場合火災危険が生じます。このことから、可燃物から安全な距離をとること及び可燃性のガス等に対し引火源となることを避けるため、第18条の規定のうち、第1項第1号から7号まで、第9号及び第9号の2の基準を準用することを規定したものです。

(基準の特例)

第22条の2 この節の規定は、この節に掲げる器具について、消防長が、当該器具の取扱い及び周囲の状況から判断して、この節の規定による基準によらなくとも、火災予防上支障がないと認めたとき、又は予想しない特殊の器具を用いることにより、この節の規定による基準による場合と同等以上の効力があると認めたときにおいては、適用しない。

【解説】

本条は、火を使用する器具及びその使用に際し火災の発生のおそれのある器具について、消防長が火災予防上支障のないと認めるものについては、条例の技術基準によらないことができるることを規定したものです。

第3節 火の使用に関する制限等

(喫煙等)

第23条 次に掲げる場所で、消防長が指定する場所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んではならない。ただし、特に必要な場合において消防長が火災予防上支障がないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場（以下「劇場等」という。）の舞台又は客席
- (2) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場（以下「百貨店等」という。）の売場又は展示部分
- (3) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲
- (4) 第1号及び第2号に掲げるもののほか、火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそれのある場所

2 前項の消防長が指定する場所には、客席の前面その他の見やすい箇所に「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。この場合において、標識の色は、地を赤色、文字を白色とするものとする。

3 第1項の消防長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている場合 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該防火対象物内における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合を除く。）

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

- 5 第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。
- 6 前項の喫煙所の床面積の合計は、客席の床面積の合計の30分の1以上としなければならない。ただし、消防長が、当該場所の利用状況等から判断して、火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。
- 7 第1項の消防長の指定する場所の関係者は、当該場所で喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込もうとしている者があるときは、これを制止しなければならない。

【解説】

本条は、火災が発生した場合人命危険の生ずるおそれのある劇場、百貨店等の不特定多数の者が出入りする場所及び重要文化財等である建造物での火災発生の防止と火災発生時における延焼拡大を防止するための必要な火気及び危険物品の持込等の制限に関する規定です。

「喫煙所」標識については、健康増進法により喫煙専用室である旨の標識の設置を要するため、二重設置を避けたものです。

また、「禁煙」、「火気厳禁」及び「喫煙所」の標識と併せて設ける図記号を国際標準化機構又は日本産業規格が定める図記号としました。

(空地及び空家の管理)

- 第24条 空地の所有者、管理者又は占有者は、当該空地の枯草等の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。
- 2 空家の所有者又は管理者は、当該空家への侵入の防止、周囲の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

【解説】

本条は、空地の枯草等及び空家からの出火防止を図るために、空地及び空家の所有者等に火災予防上必要な措置を義務付けたものです。

※ 「火災予防上必要な措置」とは、当該空き家にむやみに人が入りできないように施錠すること、可燃性物件及び危険物を除去することのほか、ガス・電気を遮断すること及び定期的に状況を確認することなどをいいます。

(たき火)

第25条 可燃性の物品その他の可燃物の近くにおいては、たき火をしてはならない。

2 たき火をする場合においては、消火準備その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

【解説】

本条は、可燃物等の近くにおけるたき火の禁止及びたき火をする場合の一般的な措置を規定したものです。

※ 「可燃物」とは、引火性の物品、爆発性の物品を当然含むすべての燃えやすいものの総称です。

(がん具用煙火)

第26条 がん具用煙火は、火災予防上支障のある場所で消費してはならない。

2 がん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、炎、火花又は高温体との接近を避けなければならない。

3 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第91条第2号で定める数量の5分の1以上同号で定める数量以下のがん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、ふたのある不燃性の容器に入れるか、又は防炎処理を施した覆いをしなければならない。

【解説】

本条は、がん具用煙火の消費、貯蔵、取扱いについて規定したものです。

※ 火薬類取締法によって規制を受ける場合においては、同法の規定によるもので本条の規制は適用されません。

<第1項について>

がん具用煙火の消費についての規制であり、「火災予防上支障のある場所」とは、以下のような場所を指します。

- (1) 危険物、指定可燃物、火薬類、高圧ガス、その他可燃物等の近くの場所
- (2) 建物の内部、建物と建物の間の狭い場所及び家屋の密集した場所
- (3) 強風注意報等が発令されている区域等をいいます。

<第2項について>

がん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合の一般的な注意事項を規定したものです。

<第3項について>

一定以上のまとまった量のがん具用煙火について、より高い安全のための措置を規定したものです。

(化学実験室等)

第27条 化学実験室、薬局等において危険物その他これに類する物品を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、第30条、第31条の2第1項第2号から第16号まで及び第2項第1号並びに第31条の4第1項の規定に準じて貯蔵し、又は取り扱うほか、火災予防上必要な措置を講じなければならない。

【解説】

本条は、火災の発生のおそれのある化学実験や操作等における遵守事項について規定したもので、少量危険物の貯蔵及び取扱いの基準の一部を準用したものです。

(作業中の防火管理)

第28条 ガス若しくは電気による溶接作業、自動車の解体等の溶断作業、グラインダー等による火花を発する作業、トーチランプ等による加熱作業、アスファルト等の溶解作業又は鉛打作業(以下「溶接作業等」という。)は、可燃性の物品の付近においてこれをしてはならない。

- 2 自動車の解体作業においては、溶断作業を行う前に燃料等の可燃性物品の除去及び消火用具の準備を行い、かつ、除去した燃料等の適切な管理を行わなければならない。
- 3 溶接作業等を行う場合は、火花の飛散、接炎等による火災の発生を防止するため、湿砂の散布、散水、不燃材料による遮熱又は可燃性物品の除去及び作業後の点検その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。
- 4 令別表第1に掲げる防火対象物(同表(18)項から(20)項までに掲げるものを除く。以下第40条及び第41条において同じ。)及びこれらの防火対象物の用途に供するため工事中の建築物その他の工作物において、可燃性の蒸気若しくはガスを著しく発生する物品を使用する作業又は爆発性若しくは可燃性の粉じんを著しく発生する作業を行う場合は、換気又は除じん、火気の制限、消火用具の準備、作業後の点検その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。
- 5 作業現場においては、火災予防上安全な場所に吸殻容器を設け、当該場所以外の場所では喫煙してはならない。

【解説】

本条は、可燃物の近くにおいて、火炎が伸長し、又は火花が飛散するような作業を行うことを禁止したものです。

第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限

(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて市長が指定した区域内において喫煙しないこと。
- (6) 残り火（たばこの吸い殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。
- (7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

【解説】

本条は、法第22条第4項「気象状況の通報及び警報の発令」の規定に基づき、火災に関する警報の発令中における火の使用制限について規定したものです。

※ 条例第25条（たき火の規定）に対しては、本条が優先適用されます。

第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等

(住宅用防災機器)

- 第29条の2 住宅（法第9条の2第1項に規定する住宅をいう。以下この章において同じ。）の関係者（住宅の所有者、管理者又は占有者をいう。）は、次条及び第29条の4に定める基準に従って、次の各号のいずれかの住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならない。
- (1) 住宅用防災警報器（令第5条の6第1号に規定する住宅用防災警報器をいう。以下この章において同じ。）
 - (2) 住宅用防災報知設備（令第5条の6第2号に規定する住宅用防災報知設備をいう。以下この章において同じ。）

【解説】

本条は、第29条の3「住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準」及び第29条の4「住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準」に従って、住宅の関係者は、住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備の設置及び維持管理しなければならないことを規定したものです。

(住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準)

- 第29条の3 住宅用防災警報器は、次に掲げる住宅の部分（第2号から第5号までに掲げる住宅の部分にあっては、令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物又は(16)項に掲げる防火対象物の住宅の用途に供される部分のうち、もっぱら居住の用に供されるべき住宅の部分以外の部分であつて、廊下、階段、エレベーター、エレベーターホール、機械室、管理事務所その他入居者の共同の福祉のために必要な共用部分を除く。）に設けること。

- (1) 就寝の用に供する居室（建築基準法第2条第4号に規定する居室をいう。第4号及び第5号において同じ。）
- (2) 前号に掲げる住宅の部分が存する階（避難階（建築基準法施行令第13条第1号に規定する避難階をいう。以下この条において同じ。）を除く。）から直下階に通ずる階段（屋外に設けられたものを除く。以下この条において同じ。）の上端
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第1号に掲げる住宅の部分が存する階（避難階から上方に数えた階数が2以上である階に限る。）から下方に数えた階数が2である階に直上階から通ずる階段の下端（当該階段の上端に住宅用防災警報器が設置されている場合を除く。）
- (4) 第1号及び第2号に掲げるもののほか、第1号に掲げる住宅の部分が避難階のみに存する場合であつて、居室が存する最上階（避難階から上方に数えた階数が2以上である階に限る。）から直下階に通ずる階段の上端

- (5) 前4号の規定により住宅用防災警報器が設置される階以外の階のうち、床面積が7平方メートル以上である居室が5以上存する階（この号において「当該階」という。）の次に掲げるいずれかの住宅の部分
- ア 廊下
 - イ 廊下が存しない場合にあっては、当該階から直下階に通ずる階段の上端
 - ウ 廊下及び直下階が存しない場合にあっては、当該階の直上階から当該階に通ずる階段の下端
- 2 住宅用防災警報器は、天井又は壁の屋内に面する部分（天井のない場合にあっては、屋根又は壁の屋内に面する部分。この項において同じ。）の次のいずれかの位置に設けること。
- (1) 壁又ははりから0.6メートル以上離れた天井の屋内に面する部分
 - (2) 天井から下方0.15メートル以上0.5メートル以内の位置にある壁の屋内に面する部分
- 3 住宅用防災警報器は、換気口等の空気吹出しがから、1.5メートル以上離れた位置に設けること。
- 4 住宅用防災警報器は、次の表の左欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の右欄に掲げる種別のあるものを設けること。

住宅の部分	住宅用防災警報器の種別
第1項第1号から第4号まで並びに第5号イ及びウに掲げる住宅の部分	光電式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成17年総務省令第11号。以下この章において「住宅用防災警報器等規格省令」という。）第2条第4号に掲げるものをいう。この表において同じ。）
第1項第5号アに掲げる住宅の部分	イオン化式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器等規格省令第2条第3号に掲げるものをいう。）又は光電式住宅用防災警報器

- 5 住宅用防災警報器は、住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に適合するものなければならない。
- 6 住宅用防災警報器は、前5項に定めるもののほか、次に掲げる基準により設置し、及び維持しなければならない。

- (1) 電源に電池を用いる住宅用防災警報器にあっては、当該住宅用防災警報器を有効に作動できる電圧の下限値となった旨が表示され、又は音響により伝達された場合は、適切に電池を交換すること。
- (2) 電源に電池以外から供給される電力を用いる住宅用防災警報器にあっては、正常に電力が供給されていること。
- (3) 電源に電池以外から供給される電力を用いる住宅用防災警報器の電源は、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとること。
- (4) 電源に用いる配線は、電気工作物に係る法令の規定によること。
- (5) 自動試験機能（住宅用防災警報器等規格省令第2条第5号に規定するものをいう。次号において同じ。）を有しない住宅用防災警報器にあっては、交換期限が経過しないよう、適切に住宅用防災警報器を交換すること。
- (6) 自動試験機能を有する住宅用防災警報器にあっては、機能の異常が表示され、又は音響により伝達された場合は、適切に住宅用防災警報器を交換すること。

【解説】

本条は、住宅用防災警報器の感知器を設置すべき住宅の部分及び位置、住宅の部分に応じた感知器の種別、その他住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準の細則について規定したものです。

(住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準)

第29条の4 住宅用防災報知設備の感知器（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号。以下この章において「感知器等規格省令」という。）第2条第1号に規定するものをいう。以下この章において「感知器」という。）は、前条第1項各号に掲げる住宅の部分に設けること。

- 2 感知器は、前条第2項及び第3項に定める位置に設けること。
- 3 感知器は、次の表の左欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の右欄に掲げる種別のものを設けること。

住宅の部分	感知器の種別
前条第1項第1号から第4号まで並びに第5号イ及びウに掲げる住宅の部分	光電式スポット型感知器（感知器等規格省令第2条第9号に掲げるもののうち、感知器等規格省令第17条第2

	項で定める 1 種又は 2 種の試験に合格するものに限る。 この表において同じ。)
前条第 1 項第 5 号アに掲げる 住宅の部分	イオン化式スポット型感知器（感知器等規格省令第 2 条 第 8 号に掲げるもののうち、感知器等規格省令第 16 条 第 2 項で定める 1 種又は 2 種の試験に合格するものに限 る。）又は光電式スポット型感知器
4 住宅用防災報知設備は、その部分である法第 21 条の 2 第 1 項の検定対象機械器具等で令第 3 7 条第 4 号から第 6 号までに掲げるものに該当するものについてはこれらの検定対象機械器具等 について定められた法第 21 条の 2 第 2 項の技術上の規格に、その部分である補助警報装置につ いては住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に、それぞれ適合するものでなければ ならない。	
5 住宅用防災報知設備は、前 4 項に定めるもののほか、次に掲げる基準により設置し、及び維持 しなければならない。	
(1) 受信機（受信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年自治省令第 19 号）第 2 条第 7 号に規定するものをいう。この項において同じ。）は、操作に支障が生じず、かつ、住宅の 内部にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できる場所に設けること。	
(2) 前条第 1 項各号に掲げる住宅の部分が存する階に受信機が設置されていない場合にあっては、 住宅の内部にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できるように、当該階に補助警報装置を 設けること。	
(3) 感知器と受信機との間の信号を配線により送信し、又は受信する住宅用防災報知設備にあつ ては、当該配線の信号回路について容易に導通試験をすることができるよう措置されている こと。ただし、配線が感知器からはずれた場合又は配線に断線があった場合に受信機が自動的 に警報を発するものにあっては、この限りでない。	
(4) 感知器と受信機との間の信号を無線により送信し、又は受信する住宅用防災報知設備にあつ ては、次によること。 ア 感知器と受信機との間において確実に信号を送信し、又は受信することができる位置に感 知器及び受信機を設けること。 イ 受信機において信号を受信できることを確認するための措置を講じていること。	
(5) 住宅用防災報知設備は、受信機その他の見やすい箇所に容易に消えないよう感知器の交換期 限を明示すること。	

(6) 前条第6項第1号、第5号及び第6号の規定は感知器について、同項第2号から第4号までの規定は住宅用防災報知設備について準用する。

【解説】

本条は、住宅用防災報知設備の感知器を設置すべき住宅の部分及び位置、住宅の部分に応じた感知器の種別、その他住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準の細則について規定したもの

です。

(設置の免除)

第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に掲げる設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。

- (1) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が75度以下で種別が1種の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。
- (2) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に自動火災報知設備を令第21条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき
- (3) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に共同住宅用スプリンクラー設備を特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号。以下「特定共同住宅等省令」という。）第3条第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。
- (4) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に共同住宅用自動火災報知設備を特定共同住宅等省令第3条第3項第3号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。
- (5) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に住戸用自動火災報知設備を特定共同住宅等省令第3条第3項第4号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。
- (6) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

(7) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に複合型居住施設用自動火災報知設備を複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成22年総務省令第7号）第3条第2項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

【解説】

本条は、一定のスプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置した場合には、住宅用防災警報器等の設置及び維持を免除できることを規定したものです。

(基準の特例)

第29条の6 第29条の2から第29条の4までの規定は、住宅用防災警報器等について、消防長が、住宅の位置、構造又は設備の状況から判断して、これらの規定による住宅用防災警報器等の設置及び維持に関する基準によらなくとも、住宅における火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、住宅における火災による被害を最少限度に止めることができると認めるときにおいては、適用しない。

【解説】

本条は、住宅用防災警報器等の設置及び基準に係る、消防長による特例を規定したものです。

(住宅における火災の予防の推進)

第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- (1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進
 - (2) 住民の自主的な防災組織が行う住宅における火災の予防に資する活動の促進
- 2 市民は、住宅における火災の予防を推進するため、第29条の3第1項に定める住宅の部分のほか、台所その他の火災発生のおそれが大であると認められる住宅の部分における住宅用防災警報器等の設置に努めるものとする。

【解説】

本条は、高齢化の進展の中で住宅の火災予防の推進が重要な課題であること等に鑑み、住宅における火災の予防の推進に関する事項として、市町村の責務及び住民の責務を規定したものです。

第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

(指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準)

第30条 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと。
- (2) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うとともに、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと。
- (3) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、当該危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないよう必要な措置を講ずること。
- (4) 危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱うときは、その容器は、当該危険物の性質に適応し、かつ、破損、腐食、裂け目等がないものであること。
- (5) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、みだりに転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きする等粗暴な行為をしないこと。
- (6) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、地震等により、容易に容器が転落し、若しくは転倒し、又は他の落下物により損傷を受けないよう必要な措置を講ずること。

【解説】

本条は、消防法に定める危険物について、法第9条の4の「指定数量未満の危険物等の貯蔵・取扱いの基準」に基づき危政令で定める数量（以下「指定数量」という。）未満のすべての危険物について当該危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合における一般的な遵守事項について定めたものです。

(指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第31条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前条に定めるもののほか、次条から第31条の8までに定める技術上の基準によらなければならない。

【解説】

本条は、法で定める危険物について指定数量の5分の1以上指定数量未満（以下「少量危険物」という。）の危険物の貯蔵及び取扱いの遵守事項及び基準について定めたものです。

※ 少量危険物を貯蔵し、又は取扱う場合は、当該少量危険物が指定数量未満のため、前条一般的遵守事項の規定の適用も受けることになります。

第31条の2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) ためます又は油分離装置にたまつた危険物は、あふれないように隨時くみ上げること。
- (2) 危険物又は危険物のくず、かす等を廃棄する場合には、それらの性質に応じ、安全な場所において、他に危害又は損害を及ぼすおそれのない方法により行うこと。
- (3) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所では、当該危険物の性質に応じ、遮光又は換気を行うこと。
- (4) 危険物は、温度計、湿度計、圧力計その他の計器を監視して、当該危険物の性質に応じた適正な温度、湿度又は圧力を保つように貯蔵し、又は取り扱うこと。
- (5) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、危険物の変質、異物の混入等により、当該危険物の危険性が増大しないように必要な措置を講ずること。
- (6) 危険物が残存し、又は残存しているおそれがある設備、機械器具、容器等を修理する場合は、安全な場所において、危険物を完全に除去した後に行うこと。
- (7) 可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滯留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所では、電線と電気器具とを完全に接続し、かつ、火花を発する機械器具、工具、履物等を使用しないこと。
- (8) 危険物を保護液中に保存する場合は、当該危険物が保護液から露出しないようにすること。
- (9) 接触又は混合により発火するおそれのある危険物と危険物その他の物品は、相互に近接して置かないこと。ただし、接触又は混合しないような措置を講じた場合は、この限りでない。
- (10) 危険物を加熱し、又は乾燥する場合は、危険物の温度が局部的に上昇しない方法で行うこと。
- (11) 危険物を詰め替える場合は、防火上安全な場所で行うこと。
- (12) 吹付塗装作業は、防火上有効な隔壁で区画された場所等安全な場所で行うこと。
- (13) 焼入作業は、危険物が危険な温度に達しないようにして行うこと。
- (14) 染色又は洗浄の作業は、可燃性の蒸気の換気をよくして行うとともに、廃液をみだりに放置しないで安全に処置すること。
- (15) バーナーを使用する場合においては、バーナーの逆火を防ぎ、かつ、危険物があふれないように行うこと。
- (16) 危険物を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。

ア 固体の危険物にあっては危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「危険物規則」という。）別表第3、液体の危険物にあっては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の項に掲げる危険物について、これらの表において適応するものとされる内装容器（内装容器の容器の種類の項が空欄のものにあっては、外装容器）又はこれと同等以上であると認められる容器（以下この号において「内装容器等」という。）に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により危険物が漏れないよう容器を密封して収容すること。

イ アの内装容器等には、見やすい箇所に危険物規則第39条の3第2項から第6項までの例による表示をすること。

(17) 危険物を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ3メートル（第4類の危険物のうち第3石油類及び第4石油類を収納した容器のみを積み重ねる場合にあっては、4メートル）を超えて積み重ねないこと。

2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備のすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、見やすい箇所に危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識（危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクのうち車両に固定されたタンク（以下「移動タンク」という。）にあっては、0.3メートル平方の、地が黒色の板に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「危」と表示した標識）並びに危険物の類、品名、最大数量及び移動タンク以外の場所にあっては防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。

(2) 危険物を取り扱う機械器具その他の設備は、危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造とすること。ただし、当該設備に危険物の漏れ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。

(3) 危険物を加熱し、若しくは冷却する設備又は危険物の取扱いに伴って温度の変化が起こる設備には、温度測定装置を設けること。

(4) 危険物を加熱し、又は乾燥する設備は、直じか火を用いない構造とすること。ただし、当該設備が防火上安全な場所に設けられているとき又は当該設備に火災を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。

(5) 危険物を加圧する設備又はその取り扱う危険物の圧力が上昇するおそれのある設備には、圧力計及び有効な安全装置を設けること。

- (6) 引火性の熱媒体を使用する設備にあっては、その各部分を熱媒体又はその蒸気が漏れない構造とするとともに、当該設備に設ける安全装置は、熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造とすること。
- (7) 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定の例によること。
- (8) 危険物を取り扱うに当たって静電気が発生するおそれのある設備には、当該設備に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。
- (9) 危険物を取り扱う配管は、次によること。
- ア 配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度を有するものとし、かつ、当該配管に係る最大常用圧力の1.5倍以上の圧力で水圧試験（水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行う試験を含む。）を行ったとき漏えいその他の異常がないものであること。
- イ 配管は、取り扱う危険物により容易に劣化するおそれのないものであること。
- ウ 配管は、火災等による熱によって容易に変形するおそれのないものであること。ただし、当該配管が地下その他の火災等による熱により悪影響を受けるおそれのない場所に設置される場合にあっては、この限りでない。
- エ 配管には、外面の腐食を防止するために措置を講ずること。ただし、当該配管が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。
- オ 配管を地下に設置する場合には、配管の接合部分（溶接その他危険物の漏えいのおそれがないと認められる方法により接合されたものを除く。）について当該接合部分からの危険物の漏えいを点検することができる措置を講ずること。
- カ 配管を地下に設置する場合には、その上部の地盤面にかかる重量が当該配管にからならないよう保護すること。

【解説】

本条は、少量危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する遵守事項及び技術上の基準について規定したものです。

- 第31条の3 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋外において架台で貯蔵する場合には、高さ6メートルを超えて危険物を収納した容器を貯蔵してはならない。
- 2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所（移動タンクを除く。）の周囲には、容器等の種類及び貯蔵し、又は取り扱う数量に応じ、次の表に掲げる幅の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造（建築基準法第2条第8号に規定する防火構造をいう。以下同じ。）の壁又は不燃材料で造った壁に面するときは、この限りではない。

容器等の種類	貯蔵し、又は取り扱う数量	空地の幅
タンク又は金属製容器	指定数量の2分の1以上指定数量未満	1メートル以上
その他の場合	指定数量の5分の1以上2分の1未満	1メートル以上
	指定数量の2分の1以上指定数量未満	2メートル以上

(2) 液状の危険物を取り扱う設備（タンクを除く。）には、その直下の地盤面の周囲に囲いを設け、又は危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置を講ずるとともに、当該地盤面は、コンクリートその他危険物が浸透しない材料で覆い、かつ、適当な傾斜及びためます又は油分離装置を設けること。

(3) 危険物を収納した容器を架台で貯蔵する場合には、架台は不燃材料で堅固に造ること。

【解説】

本条は、少量危険物を屋外においての貯蔵、又は取扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準について規定したものです。

第31条の3の2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 壁、柱、床及び天井は、不燃材料で造られ、又は覆われたものであること。
- (2) 窓及び出入口には、防火戸を設けること。
- (3) 液状の危険物を貯蔵し、又は取り扱う床は、危険物が浸透しない構造とともに、適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設けること。
- (4) 架台を設ける場合は、架台は不燃材料で堅固に造ること。
- (5) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。
- (6) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合は、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。

【解説】

本条は、少量危険物を屋内においての貯蔵、又は取扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準について規定したものです。

第31条の4 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（地盤面下に埋没されているタンク（以下「地下タンク」という。）及び移動タンクを除く。以下の条において同じ。）に危険物を収納する場合は、当該タンクの容量を超えてはならない。

2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) その容量に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあっては水張試験において、圧力タンクにあっては最大常用圧力の1.5倍の圧力で10分間行う水圧試験において、それぞれ漏れ、又は変形しないものであること。ただし、固体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクにあっては、この限りでない。

タンクの容量	板厚
40リットル以下	1.0ミリメートル以上
40リットルを超える100リットル以下	1.2ミリメートル以上
100リットルを超える250リットル以下	1.6ミリメートル以上
250リットルを超える500リットル以下	2.0ミリメートル以上
500リットルを超える1,000リットル以下	2.3ミリメートル以上
1,000リットルを超える2,000リットル以下	2.6ミリメートル以上
2,000リットルを超えるもの	3.2ミリメートル以上

- (2) 地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。
- (3) 外面には、さび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で造られたタンクにあっては、この限りでない。
- (4) 圧力タンクにあっては有効な安全装置を、圧力タンク以外のタンクにあっては有効な通気管又は通気口を設けること。
- (5) 引火点が40度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う圧力タンク以外のタンクにあっては、通気管又は通気口に引火を防止するための措置を講ずること。
- (6) 見やすい位置に危険物の量を自動的に表示する装置（ガラス管等を用いるものを除く。）を設けること。
- (7) 注入口は、火災予防上支障のない場所に設けるとともに、当該注入口には弁又はふたを設けること。
- (8) タンクの配管には、タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること。

- (9) タンクの配管は、地震等により当該配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないように設置すること。
- (10) 液体の危険物のタンクの周囲には、危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置を講ずること。
- (11) 屋外に設置するもので、タンクの底板を地盤面に接して設けるものにあっては、底板の外面の腐食を防止するための措置を講ずること。

【解説】

本条は、地盤面下に埋没されているタンク（以下「地下タンク」という。）及び移動タンク以外のタンクの位置、構造及び設備の技術上の基準について規定したものです。

第31条の5 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクに危険物を収納する場合は、当該タンクの容量を超えてはならない。

2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、前条第2項第3号から第5号まで及び第7号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

- (1) 地盤面下に設けられたコンクリート造等のタンク室に設置し、又は危険物の漏れを防止することができる構造により地盤面下に設置すること。ただし、第4類の危険物のタンクで、その外面がエポキシ樹脂、ウレタンエラストマー樹脂、強化プラスチック又はこれらと同等以上の防食性を有する材料により有効に保護されている場合又は腐食し難い材質で造られている場合にあっては、この限りでない。
- (2) 自動車等による上部からの荷重を受けるおそれのあるタンクにあっては、当該タンクに直接荷重がかからないようにふたを設けること。
- (3) タンクは、堅固な基礎の上に固定されていること。
- (4) タンクは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板若しくはこれと同等以上の性能を有するガラス繊維強化プラスチックで気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあっては70キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあっては最大常用圧力の1.5倍の圧力で、それぞれ10分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。
- (5) 危険物の量を自動的に表示する装置又は計量口を設けること。この場合において、計量口を設けるタンクについては、計量口の直下のタンクの底板にその損傷を防止するための措置を講ずること。

- (6) タンクの配管は、当該タンクの頂部に取り付けること。
- (7) タンクの周囲に2箇所以上の管を設けること等により当該タンクからの液体の危険物の漏れを検知する設備を設けること。

【解説】

本条は、地下タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準を規定したものです。

第31条の6 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの技術上の基準は、第31条の4第1項の規定の例によるほか、次のとおりとする。

- (1) タンクから危険物を貯蔵し、又は取り扱う他のタンクに液体の危険物を注入するとは、当該他のタンクの注入口にタンクの注入ホースを繋結するか、又は注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態で固定する装置を備えたものを除く。）により注入すること。
 - (2) タンクから液体の危険物を容器に詰め替えないこと。ただし、安全な注油に支障がない範囲の注油速度で前号に定める注入ノズルにより引火点が40度以上の第4類の危険物を容器に詰め替える場合は、この限りでない。
 - (3) 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物をタンクに入れ、又はタンクから出すときは、当該タンクを有効に接地すること。
 - (4) 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物をタンクにその上部から注入するときは、注入管を用いるとともに、当該注入管の先端をタンクの底部に着けること。
- 2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、第31条の4第2項第3号の規定の例によるほか、次のとおりとする。
- (1) 火災予防上安全な場所に常置すること。
 - (2) タンクは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあっては70キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあっては最大常用圧力の1.5倍の圧力で、それぞれ10分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。
 - (3) タンクは、Uボルト等で車両のシャーシフレーム又はこれに相当する部分に強固に固定すること。
 - (4) 常用圧力が20キロパスカル以下のタンクにあっては20キロパスカルを超える24キロパスカル以下の範囲の圧力で、常用圧力が20キロパスカルを超えるタンクにあっては常用圧力の

1. 1倍以下の圧力で作動する安全装置を設けること。
- (5) タンクは、その内部に4,000リットル以下ごとに安全な間仕切を厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で設けること。
- (6) 前号の間仕切により仕切られた部分には、それぞれマンホール及び第4号に規定する安全装置を設けるとともに、当該間仕切により仕切られた部分の容量が2,000リットル以上ものにあっては、厚さ1.6ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造られた防波板を設けること。
- (7) マンホール及び注入口のふたは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造ること。
- (8) マンホール、注入口、安全装置等の附属装置がその上部に突出しているタンクには、当該タンクの転倒等による当該附属装置の損傷を防止するための防護枠を設けること。
- (9) タンクの下部に排出口を設ける場合は、当該タンクの排出口に、非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等を設けるとともに、その直近にその旨を表示し、かつ、外部からの衝撃による当該弁等の損傷を防止するための措置を講ずること。
- (10) タンクの配管は、先端部に弁等を設けること。
- (11) タンク及び附属装置の電気設備で、可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所に設けるものは、可燃性の蒸気に引火しない構造とすること。

【解説】

本条は、少量危険物を貯蔵し、又は取扱う移動タンク（車両に固定されたタンクで、いわゆるミニローリーと呼ばれるもの。）について規定したものです。

- 第31条の7 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの危険物の類ごとに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。
- (1) 第1類の危険物は、可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は過熱、衝撃若しくは摩擦を避けるとともに、アルカリ金属の過酸化物及びこれを含有するものにあっては、水との接触を避けること。
 - (2) 第2類の危険物は、酸化剤との接触若しくは混合、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、鉄粉、金属粉及びマグネシウム並びにこれらのいずれかを含有するものにあっては水又は酸との接触を避け、引火性固体にあってはみだりに蒸気を発生させないこと。
 - (3) 自然発火性物品（第3類の危険物のうち危険物の規制に関する政令第1条の5第2項の自然発火性試験において同条第3項に定める性状を示すもの並びにアルキルアルミニウム、アルキ

ルリチウム及び黄りんをいう。)にあっては炎、火花若しくは高温体との接近、過熱又は空気との接触を避け、禁水性物品（第3類の危険物のうち同令第1条の5第5項の水との反応性試験において同条第6項に定める性状を示すもの（カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを含む。）をいう。）にあっては水との接触を避けること。

- (4) 第4類の危険物は、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。
 - (5) 第5類の危険物は、炎、火花若しくは高温体との接近、過熱、衝撃又は摩擦を避けること。
 - (6) 第6類の危険物は、可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は過熱を避けること。
- 2 前項の基準は、危険物を貯蔵し、又は取り扱うに当たって、同項の基準によらないことが通常である場合においては、適用しない。この場合において、当該貯蔵又は取扱いについては、災害の発生を防止するため十分な措置を講じなければならない。

【解説】

本条は、法別表第1に掲げられた危険物の類別分類に従い、それぞれの類に共通する一般的性状、危険性を踏まえて、少量危険物の貯蔵及び取扱いにおける原則的な基準を示したものです。

第31条の8 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク、配管等他の設備は、第31条の2から第31条の6までの位置、構造及び設備の技術上の基準に適合するよう適正に維持管理されたものでなければならない。

【解説】

本条は、少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク、配管等の設備の維持管理義務について規定したものです。

第31条の9 第30条から前条までの規定にかかわらず、指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類を貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、当該各条の規定は、適用しない。

【解説】

本条は、動植物油類についての適用除外規定です。

※ 動植物油については、一定の条件のもとで貯蔵されているものは数量の如何にかかわらず危険物から除外され、当該動植物油については、指定可燃物の規制に合わせて第33条に貯蔵及び取扱いの基準が定められています。

(品名又は指定数量を異にする危険物)

第32条 品名又は指定数量を異にする2以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合において、当該貯蔵又は取扱いに係る危険物の数量を当該危険物の指定数量の5分の1の数量で除し、その商の和が1以上となるときは、当該場所は指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているものとみなす。

【解説】

本条は、品名又は指定数量を異にする2以上の危険物を同一の場所において貯蔵し、又は取り扱う場合の数量と指定数量の5分の1の量の関係について規定したものです。

※ 1種類の危険物の貯蔵又は取扱数量が指定数量の5分の1未満であっても、貯蔵及び取扱いに係る危険物の種類ごとの数量をそれぞれの指定数量の5分の1の数量で除し、その商の和が5分の1以上となる場合は、少量危険物の規定が適用されます。

第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術等の基準等

(可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第33条 別表第8の品名の項に掲げる物品で同表の数量の項に定める数量以上のもの（以下「指定可燃物」という。）のうち可燃性固体類（同表備考第6項に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。）及び可燃性液体類（同表備考第8項に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。）並びに指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類（以下「可燃性液体類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

（1）可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。

ア 可燃性固体類（別表第8備考第6項第4号に該当するものを除く。）にあっては危険物規則別表第3の危険物の類別及び危険等級の別の第2類のⅢの項において、可燃性液体類及び指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあっては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の第4類のⅢの項において、それぞれ適応するものとされる内装容器（内装容器の容器の種類の項が空欄のものにあっては、外装容器）又はこれと同等以上であると認められる容器（以下この号において「内装容器等」という。）に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により可燃性液体類等が漏れないように容器を密封して収納すること。

イ アの内装容器等には、見やすい箇所に可燃性液体類等の化学名又は通称名及び数量の表示並びに「火気厳禁」その他これと同一の意味を有する他の表示をすること。ただし、化粧品の内装容器等で最大容量が300ミリリットル以下のものについては、この限りでない。

(2) 可燃性液体類等（別表第8備考第6項第4号に該当するものを除く。）を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ4メートルを超えて積み重ねないこと。

(3) 可燃性液体類等は、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。

(4) 前号の基準は、可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱うに当たって、同号の基準によらないことが通常である場合においては、適用しない。この場合において、当該貯蔵又は取扱いについては、災害の発生を防止するため十分な措置を講ずること。

2 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次に掲げる技術上の基準によらなければならぬ。

(1) 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類及び可燃性液体類（以下「可燃性固体類等」という。）にあっては容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数（貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類等の数量を別表第8に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この条において同じ。）に応じ次の表に掲げる幅の空地を、指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあっては1メートル以上の幅の空地をそれぞれ保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。

容器等の種類	可燃性固体類等の数量の倍数	空地の幅
タンク又は金属製容器	1以上20未満	1メートル以上
	20以上200未満	2メートル以上
	200以上	3メートル以上
その他の場合	1以上20未満	1メートル以上
	20以上200未満	3メートル以上
	200以上	5メートル以上

(2) 別表第8で定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造った室内において行うこと。ただし、その周囲に幅1メートル（別表第8で定める数量の200倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル）以上の空地を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にあっては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆った室内において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。

3 前2項に規定するもののほか、可燃性液体類等の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準については、第30条から第31条の8まで（第31

条の2第1項第16号及び第17号、第31条の3第2項第1号並びに第31条の7を除く。)の規定を準用する。

【解説】

本条は、別表第8の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄以上の指定可燃物のうち可燃性固体類及び可燃性液体類並びに少量危険物のうち動植物油類の貯蔵及び取扱いの技術上の基準について規定したものです。

(綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第34条 指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物（以下「綿花類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- (1) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと。
- (2) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、係員以外の者をみだりに出入りさせないこと。
- (3) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うこと。この場合において、危険物と区分して整理するとともに、綿花類等の性状等に応じ、地震等により容易に荷崩れ、落下、転倒又は飛散しないような措置を講ずること。
- (4) 綿花類等のくず、かす等は、当該綿花類等の性質に応じ、1日1回以上安全な場所において廃棄し、その他適当な措置を講ずること。
- (5) 再生資源燃料（別表第8備考第5項に規定する再生資源燃料をいう。以下同じ。）のうち、廃棄物固化化燃料その他の水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるもの（以下「廃棄物固化化燃料等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。
 - ア 廃棄物固化化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、適切な水分管理を行うこと。
 - イ 廃棄物固化化燃料等を貯蔵する場合は、適切な温度に保持された廃棄物固化化燃料等に限り受け入れること。
 - ウ 3日を超えて集積する場合においては、発火の危険性を減じ、発火時においても速やかな拡大防止の措置を講ずることができるよう5メートル以下の適切な集積高さとすること。
 - エ 廃棄物固化化燃料等を貯蔵する場合は、温度、可燃性ガス濃度等の監視により廃棄物固化化燃料等の発熱の状況を常に監視すること。
- 2 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- (1) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所には、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識並びに綿花類等の品名、最大数量及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。
- (2) 綿花類等のうち廃棄物固化化燃料等及び合成樹脂類（別表第8備考第9項に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。）以外のものを集積する場合には、1集積単位の面積が200平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、廃棄物固化化燃料等以外の再生資源燃料及び石炭・木炭類（同表備考第7項に規定する石炭・木炭類をいう。）にあっては、温度計等により温度を監視するとともに、廃棄物固化化燃料等以外の再生資源燃料又は石炭・木炭類を適温に保つための散水設備等を設置した場合は、この限りでない。

区分		距離
(1)	面積が50平方メートル以下の集積単位相互間	1メートル以上
(2)	面積が50平方メートルを超える200平方メートル以下の集積単位相互間	2メートル以上

- (3) 綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア 集積する場合においては、1集積単位の面積が500平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、火災の拡大又は延焼を防止するため散水設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

区分		距離
(1)	面積が100平方メートル以下の集積単位相互間	1メートル以上
(2)	面積が100平方メートルを超える300平方メートル以下の集積単位相互間	2メートル以上
(3)	面積が300平方メートルを超える500平方メートル以下の集積単位相互間	3メートル以上

イ 合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、1メートル（別表第8で定める数量の20倍以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル）以上の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面するとき又は火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

ウ 屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、貯蔵する場所と取り扱う場所の間及び異なる取扱いを行う場合の取り扱う場所相互の間を不燃性の材料を用いて区画すること。ただし、

火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

エ 別表第8に定める数量の100倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を難燃材料（建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。）で仕上げた室内において行うこと。

(4) 廃棄物固化化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前号ア及びエの規定の例によるほか、次に掲げる技術上の基準によること。

ア 廃棄物固化化燃料等の発熱の状況を監視するための温度測定装置を設けること。

イ 別表第8で定める数量の100倍以上の廃棄物固化化燃料等をタンクにおいて貯蔵する場合は、当該タンクは廃棄物固化化燃料等に発熱が生じた場合に廃棄物固化化燃料等を迅速に排出できる構造とすること。ただし、当該タンクに廃棄物固化化燃料等の発熱の拡大を防止するための散水設備又は不活性ガス封入設備を設置した場合はこの限りでない。

【解説】

本条は、指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物（以下「綿花類等」という。）の貯蔵及び取扱いの技術上の基準について規定したものです。

第34条の2 別表第8で定める数量の100倍以上の再生資源燃料（廃棄物固化化燃料等に限る。）、可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該貯蔵し、又は取り扱う場所における火災の危険要因を把握するとともに、前2条に定めるもののほか当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置を講じなければならない。

【解説】

本条は、取扱工程や設備等の変更に伴い生じる危険要因の変化を事前に把握した上で、有効な対策を決定していく事故防止のための基本的取組に関する事項を規定したものです。

※ 「危険要因」とは、火災・爆発又は漏えいの発生拡大等の要因をいう。

第3節 基準の特例

(基準の特例)

第34条の3 この章（第30条、第31条の7及び第32条を除く。以下同じ。）の規定は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いについて、消防長が、その品名及び数量、貯蔵及び取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準によらなくて

も、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度にとどめることができると認めるとき、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることによりこの章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

【解説】

本条は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準の特例を規定したものです。

第5章 避難管理

(劇場等の客席)

第35条 劇場等の屋内の客席は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) いすは、床に固定すること。
- (2) いす背（いす背のない場合にあっては、いす背に相当するいすの部分。以下この条及び次条において同じ。）の間隔は、80センチメートル以上とし、いす席の間隔（前席の最後部と後席の最前部の間の水平距離をいう。以下この条において同じ。）は、35センチメートル以上とし、座席の幅は、42センチメートル以上とすること。
- (3) 立見席の位置は、客席の後方とし、その奥行は、2.4メートル以下とすること。
- (4) 客席（最下階にあるものを除く。）の最前部及び立見席を設ける部分とその他の部分との間には、高さ75センチメートル以上の手すりを設けること。
- (5) 客席の避難通路は、次によること。
 - ア いす席を設ける客席の部分には、横に並んだいす席の基準席数（8席にいす席の間隔が35センチメートルを超える1センチメートルごとに1席を加えた席数（20席を超える場合にあっては、20席とする。）をいう。以下この条において同じ。）以下ごとに、その両側に縦通路を保有すること。ただし、基準席数に2分の1を乗じて得た席数（1席未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。）以下ごとに縦通路を保有する場合にあっては、片側のみとすることができます。
イ アの縦通路の幅は、当該通路のうち避難の際に通過すると想定される人数が最大となる地点での当該通過人数に0.6センチメートルを乗じて得た幅員（以下「算定幅員」という。）以上とすること。ただし、当該通路の幅は、80センチメートル（片側のみがいす席に接する縦通路にあっては、60センチメートル）未満としてはならない。
ウ いす席を設ける客席の部分には、縦に並んだいす席20席以下ごと及び当該客席の最前部に算定幅員以上の幅員を有する横通路を保有すること。ただし、当該通路の幅は、1メートル未満としてはならない。
エ ます席を設ける客席の部分には、横に並んだます席2ます以下ごとに幅40センチメートル以上の縦通路を保有すること。
オ アからエまでの通路は、いずれも客席の避難口（出入口を含む。以下同じ。）に直通させること。

【解説】

本条は、劇場等（劇場・映画館・演芸場・観覧場・公会堂若しくは集会場）の屋内の客席に関し、

避難管理上必要ないすの固定化、いす背の間隔、いす席の間隔及び座席の幅、立見席の位置及び奥行、手すりの設置並びに避難通路の保有について規定したものです。

第36条 劇場等の屋外の客席は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) いすは、床に固定すること。
- (2) いす背の間隔は、75センチメートル以上とし、座席の幅は、42センチメートル以上とすること。ただし、いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあっては、いす背の間隔を70センチメートル以上とすることができる。
- (3) 立見席には、奥行3メートル以下ごとに、高さ1.1メートル以上の手すりを設けること。
- (4) 客席の避難通路は、次によること。
 - ア いす席を設ける客席の部分には、横に並んだいす席10席（いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあっては、20席）以下ごとに、その両側に幅80センチメートル以上の通路を保有すること。ただし、5席（いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあっては、10席）以下ごとに通路を保有する場合にあっては、片側のみとすることができる。
 - イ いす席を設ける客席の部分には、幅1メートル以上の通路を、各座席から歩行距離15メートル以下でその1に達し、かつ、歩行距離40メートル以下で避難口に達するように保有すること。
 - ウ ます席を設ける客席の部分には、幅50センチメートル以上の通路を、各ますがその1に接するように保有すること。
 - エ ます席を設ける客席の部分には、幅1メートル以上の通路を、各ますから歩行距離10メートル以内でその1に達するように保有すること。

【解説】

本条は、劇場等（劇場・映画館・演芸場・観覧場・公会堂若しくは集会場）の屋外の客席に関し、避難管理上必要ないすの固定化、いす背の間隔及び座席の幅、立見席における手すりの設置並びに避難通路の保有について規定したものです。

(基準の特例)

第36条の2 前2条の規定の全部又は一部は、消防長が劇場等の位置、収容人員、使用形態、避難口その他の避難施設の配置等により入場者の避難上支障がないと認めるときにおいては、適用しない。

【解説】

本条は、消防長が、劇場等の位置、収容人員、使用形態（催物の内容、観客層等）、警備体制等から総合的に判断して、入場者の避難上支障がないと認めた場合には、基準によらないことができることを規定したものです。

（キャバレー等の避難通路）

第37条 キャバレー、ナイトクラブその他これらに類するもの（以下「キャバレー等」という。）

及び飲食店の階のうち当該階における客席の床面積が150平方メートル以上の階の客席には、有効幅員1.6メートル（飲食店にあっては、1.2メートル）以上の避難通路を、客席の各部分からいす席、テーブル席又はボックス席7個以上を通過しないで、その1に達するように保有しなければならない。

【解説】

本条は、キャバレー等及び飲食店の客席における避難通路の保有について規定したものです。

（ディスコ等の避難管理）

第37条の2 ディスコ、ライブハウスその他これらに類するもの（以下「ディスコ等」という。）

の関係者は、非常時において、速やかに特殊照明及び音響を停止するとともに、避難上有効な明るさを保たなければならない。

【解説】

本条は、ディスコ、ライブハウス、カラオケボックス等が火災になった場合、円滑な避難を図るために、速やかに店内の特殊な照明や音響を停止させることを関係者に課したものです。

（個室型店舗の避難管理）

第37条の3 カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレホンクラブ、個室ビデオその他これらに類する店舗の遊興の用に供する個室（これに類する施設を含む。）に設ける外開き戸のうち、避難通路に面するものにあっては、開放した場合において自動的に閉鎖するものとし、避難上有効に管理しなければならない。ただし、避難の際にその開放により当該避難通路において、避難上支障がないと消防長が認めるものにあっては、この限りでない。

【解説】

本条は、カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレホンクラブ、個室ビデオ等が火災になった場合、円滑な避難を図るため、避難通路に面する個室の外開き戸の基準を定めたものです。

(百貨店等の避難通路等)

- 第38条 百貨店等の階のうち当該階における売場又は展示場の床面積が150平方メートル以上の階の売場又は展示場には、屋外へ通ずる避難口又は階段に直通する幅1.2メートル（売場又は展示場の床面積が300平方メートル以上のものにあっては、1.6メートル）以上の主要避難通路を1以上保有しなければならない。
- 2 百貨店等の階のうち当該階における売場又は展示場の床面積が600平方メートル以上の売場又は展示場には、前項の主要避難通路のほか、有効幅員1.2メートル以上の補助避難通路を保有しなければならない。
- 3 百貨店等に避難の用に供することができる屋上広場を設けた場合は、当該広場を避難上有効に維持しなければならない。

【解説】

本条は、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場などの階で、その売場又は展示場内における避難通路の保有について定めたもので、さらに百貨店等における屋上広場を一時避難場所として有効に確保することを規定したものです。

(劇場等の定員)

- 第39条 劇場等の関係者は、次に定めるところにより、収容人員の適正化に努めなければならない。

- (1) 客席の部分ごとに、次のアからウまでによって算定した数の合計数（以下「定員」という。）を超えて客を入場させないこと。
- ア 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を40センチメートルで除して得た数（1未満の端数は、切り捨てるものとする。）とする。
- イ 立見席を設ける部分については、当該部分の床面積を0.2平方メートルで除して得た数
- ウ その他の部分については、当該部分の床面積を0.5平方メートルで除して得た数
- (2) 客席内の避難通路に客を入場させないこと。
- (3) 1のます席には、屋内の客席にあっては7人以上、屋外の客席にあっては10人以上の客を入場させないこと。
- (4) 出入口その他公衆の見やすい場所には、当該劇場等の定員を記載した表示板を設けるとともに、入場した客の数が定員に達したときは、直ちに満員札を掲げること。

【解説】

本条は、定員管理に関する規定で、劇場等について、その実態に応じた定員算定方法を定め、関係者が守らなければならない、定員外の客の入場禁止並びに定員表示板及び満員札の掲示、避難通路への客の収容の禁止及び個々のます席の最大収容人員について規定したものです。

(避難施設の管理)

第40条 令別表第1に掲げる防火対象物の避難口、廊下、階段、避難通路その他避難のために使用する施設は、次に定めるところにより、避難上有効に管理しなければならない。

- (1) 避難のために使用する施設の床面は、避難に際し、つまづき、滑り等を生じないように常に維持すること。
- (2) 避難口に設ける戸は、外開きとし、開放した場合において廊下、階段等の有効幅員を狭めないような構造とすること。ただし、劇場等以外の令別表第1に掲げる防火対象物について避難上支障がないと認められる場合においては、内開き以外の戸とすることができます。
- (3) 前号の戸には、施錠装置を設けてはならない。ただし、非常時に自動的に解錠できる機能を有するもの又は屋内からかぎ等を用いることなく容易に解錠できる構造であるものにあっては、この限りでない。

【解説】

本条は、消防法施行令別表第1（以下「令別表第1」という。）に掲げる防火対象物の避難のために使用する施設の管理に関し、避難の妨害となる設備及び物件の放置の禁止、床面の適正な維持並びに避難口に設ける戸の管理について規定したものです。

(防火設備の管理)

第41条 令別表第1に掲げる防火対象物の防火設備は、防火区画の防火設備に接近して延焼の媒介となる可燃物が存置されないよう防火上有効に管理しなければならない。

【解説】

本条は、令別表第1に掲げる防火対象物の防火戸に対する管理上の基準を規定したものです。

(準用)

第42条 第35条から第36条の2まで及び第37条の2から前条までの規定は、体育館、講堂、その他の防火対象物を一時的に劇場等、展示場又はディスコ等の用途に供する場合について準用する。

【解説】

本条は、体育館、講堂その他本来は他の用途に使用される防火対象物を、一時的に劇場等又は展示場の用途に使用する場合においても、劇場等又は展示場の避難管理に関する規定が準用される旨を規定したものです。

また、「一時的に」とは、月4日以内をいいます。ただし、月4日以内であっても、月をまたがり連続して5日以上使用する場合（例えば、3月30日から4月3日まで使用する場合等）は、「一時的に」としては取り扱いません。

なお、一時的に使用する場合は、第45条第3号に規定する届出が必要となります。

第5章の2 屋外催しに係る防火管理

(指定催しの指定)

第42条の2 消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等（令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。

- 2 消防長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあったときは、この限りでない。
- 3 消防長は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、告示しなければならない。

【解説】

本章は、祭礼、縁日、花火大会等の多数の者の集合する催しのうち、屋外で行われる大規模な催しにおいて、火災の予防及び被害の軽減を目的とした防火管理体制の構築について規定しています。

本条は多数の者の集合する催しのうち、屋外で行われる大規模な催しについて、消防長が別に定める要件に該当する場合は、当該催しを指定催しとして指定する行為について規定しています。

<第1項について>

指定催しの指定行為を消防長の義務としています。

- (1) 多数の者の集合する催しについては、条例第18条第1項第9号の2の解説を参照
- (2) 消防長が別に定める要件については、「消防長が定める指定催しの要件」（平成27年大和市消防長告示第1号）に該当する催しであり、催しの主催者が出店を認めた露店等が100店以上（この100店は、催しの本部、ヨーヨー釣り、お面屋等一般に火気器具を使用しない露店等も含みます。）又は火気器具を使用する露店等が50店以上の場合となります。

また1つの催しが、2以上の会場で行われる場合については、すべての会場の露店等を合算した数となります。

<第2項、第3項について>

消防長が指定催しを指定する際の手続きについて規定しています。

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させ、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

- (1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
- (2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。
- (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第45条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
- (4) 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。
- (5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。

2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に前条第1項の指定を受けた場合にあっては、消防長が定める日）までに、前項の規定による計画を消防長に提出しなければならない。

【解説】

本条は、前条第1項の規定により指定催しと指定された催しにおける主催者の義務を規定しています。

<第1項について>

第1項に定める防火担当者の資格について、特段の定めはありませんが、指定催しの関係者に対して火災予防上必要な業務に関し必要な指示等を行うことができる立場の者を選任してください。指定催しを主催する団体の代表者が自ら防火担当者となってもかまいません。

<第2項について>

火災予防上必要な業務に関する計画には第1号から第6号に規定する内容が必ず必要となります。

- (1) 第1号の規定に基づき、防火担当者及び火災予防上必要な業務について従事する者を定め、業務を実施する体制として業務の分担、活動の範囲、内部組織の設置等について記載します。
- (2) 第2号の規定に基づき、指定催しにおける対象火気器具等の使用や危険物の取扱いの有無や場所、態様について、催しを開催する日までに把握する方法や催し当日において、それらを確認するための方法等を記載します。

(3) 第3号の規定に基づき、指定催しを主催する者があらかじめ把握した対象火気器具等や危険物と客席を近接させない等火災予防上の安全に配慮した会場の配置計画や催し当日における会場の配置を確認するための方法等を記載します。

対象火気器具等の把握にあっては、器具等の数、配置等だけでなく、気体、液体、固体燃料の量、保管方法、補充方法又は電気の供給元等の把握も必要です。

(4) 第4号の規定に基づき、指定催しの主催者があらかじめ把握した対象火気器具等に対する消火器その他の消火準備の計画や催し当日における消火準備の有無を確認するための方策等を記載します。

準備する消火器は、条例第18条第1項第9号の2の解説を参照してください。

(5) 第5号の規定に基づき、催しの会場において警備等を行う消防、警察、警備会社等の実態に応じた火災時の初動体制を記載します。火災時の初動体制は、主催者又は防火担当者を初動体制の組織の長とし、消火班、通報連絡班及び避難誘導班を定めます。

また催しの会場が2以上ある場合は、会場ごとに、責任者と各担当班を定め、火災に対し有効な活動ができるように努めてください。

(6) 第6号の規定に基づき、第1号から第5号に規定するもののほか、計画に変更が生じた際の消防機関との情報共有の方法等、催しの実態に応じ火災予防上必要な業務に関する事項を記載します。

第6章 雜則

(防火対象物の使用開始の届出等)

第43条 令別表第1に掲げる防火対象物（同表(19)項及び(20)項に掲げるものを除く。）をそれぞれの用途に使用しようとする者は、使用開始の日の7日前までに、その旨を消防長に届け出なければならない。

【解説】

本条は、令別表第1各項(19項及び20項に掲げるものを除く。)に掲げる防火対象物について、施設と管理の両面から、その実態を的確に把握するために、使用開始の提出を義務付けたものです。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

- (1) 熱風炉
- (2) 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉
- (3) 前号に掲げるもののほか、据付面積2平方メートル以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）
- (3)の2 当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上の厨房設備
- (4) 入力70キロワット以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあっては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）
- (5) ポイラー又は入力70キロワット以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるもの又は労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第3号に定めるものを除く。）
- (6) 乾燥設備（個人の住居に設けるものを除く。）
- (7) サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）
- (7)の2 入力70キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機
- (8) 火花を生ずる設備
- (8)の2 放電加工機
- (9) 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）
- (10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）
- (11) 燃料電池発電設備（第8条の3第2項又は第4項に定めるものを除く。）
- (12) 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの（第12条第4項に定めるも

のを除く。)

(13) 蓄電池設備

(14) 設備容量2キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備

(15) 水素ガスを充填する気球

【解説】

本条は、第3章第1節に規定する火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、火災危険の大きいものの設置の届出について規定したものです。

(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第45条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為

(2) 煙火（がん具用煙火を除く。）の打上げ又は仕掛け

(3) 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催

(4) 水道の断水又は減水

(5) 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事

(6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設

（対象火気器具等を使用する場合に限る。）

【解説】

本条は、火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為等火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある行為を揚げ、その届出について規定したものです。

(指定洞道等の届出)

第45条の2 通信ケーブル又は電力ケーブル（以下「通信ケーブル等」という。）の敷設を目的として設置された洞道、共同溝その他これらに類する地下の工作物（通信ケーブル等の維持管理等のため必要に応じ人が出入りする^{まい}隧道に限る。）で、火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるものとして消防長が指定したもの（以下「指定洞道等」という。）に通信ケーブル等を敷設する者は、次に掲げる事項を消防長に届け出なければならない。

(1) 指定洞道等の経路及び出入口、換気口等の位置

(2) 指定洞道等の内部に敷設されている主要な物件

(3) 指定洞道等の内部における火災に対する安全管理対策

2 前項の規定は、同項各号に掲げる事項について重要な変更を行う場合について準用する。

【解説】

本条は、指定洞道等について消防機関があらかじめ必要な事項を把握するとともに、関係者に対しその火災に対する適切な安全管理対策の指導を行なうことにより、洞道等における防火安全を期することを目的とするものです。

※ 「洞道」とは、通信ケーブル又は電力ケーブルを敷設するために地中に設置され、人が立ち入りをする鉄筋コンクリート造等のトンネルをいい、人の出入りのない管路等に通信ケーブルや電力ケーブルを引き込んだものは該当しません。

(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等)

第46条 指定数量の5分の1以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の2分の1以上）指定数量未満の危険物及び別表第8で定める数量の5倍以上（再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあっては、同表で定める数量以上）の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、同項の貯蔵及び取扱いを廃止する場合について準用する。

【解説】

本条は、第4章の規制の対象となる物品の貯蔵及び取扱いに係る消防長への届出義務を規定したものです。

<第1項について>

指定数量の5分の1以上（個人住宅での貯蔵及び取扱いの場合には指定数量の2分の1以上）指定数量未満の危険物及び本条例の別表第8で定める数量の5倍以上（再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類は同表の数量以上）の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者の届出について規定したものです。

別表第8

品名	数量
綿花類	200キログラム
木毛及びかんなくず	400キログラム
ぼろ及び紙くず	1,000キログラム
糸類	1,000キログラム
わら類	1,000キログラム

再生資源燃料	1, 000キログラム	
可燃性固体類	3, 000キログラム	
石炭・木炭類	10, 000キログラム	
可燃性液体類	2立方メートル	
木材加工品及び木くず	10立方メートル	
合成樹脂類	発泡させたもの	20立方メートル
	その他のもの	3, 000キログラム

<第2項について>

第1項の規定により届け出た貯蔵及び取扱いを廃止する場合の届出を規定したものです。

(タンクの水張検査等)

第47条 消防長は、前条第1項の届出に係る指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行うことができる。

2 前項の規定により水張検査又は水圧検査を申し出た者は、大和市手数料条例（昭和26年大和町条例第9号）の定めるところにより手数料を納入しなければならない。

【解説】

本条は、指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの水張検査又は水圧検査について定めたもので、手数料については、大和市手数料条例に規定しています。

(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)

第48条 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

【解説】

本条は、防火対象物を利用しようとするものに対して、防火対象物の防火安全性を判断するため必要となる情報を提供するため、消防法令違反に関する情報を公表することができることを規定

したものです。

<第1項について>

法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合とは、防火対象物で消防法第17条第1項の政令で定める技術上の基準又は同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の設置義務があるにもかかわらず当該設備等が設置されていない場合です。

<第2項について>

違反の公表を行うときは、防火対象物の関係者に対して、事前に通知することを規定したものです。

<第3項について>

第1項で規定した違反の公表対象となる防火対象物、消防法令違反の内容及び公表の手続きについては、大和市火災予防規則に定めることを規定したものです。

(委任)

第49条 この条例の実施のための手続きその他その施行について必要な事項は、市長が定める。

【解説】

本条は、この条例の実施手続等その施行細目について、市町村長への委任を規定したものです。

第7章 罰則

(罰則)

第50条 次の各号のいずれかに該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第30条の規定に違反して指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱った者
- (2) 第31条の規定に違反した者
- (3) 第33条又は第34条の規定に違反した者
- (4) 第42条の3第2項の規定に違反して、同条第1項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者

【解説】

本条は、以下の者に対する罰則について規定しています。

- (1) 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準（第30条）の規定に違反して指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し又は取り扱った者
- (2) 指定数量未満の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第31条）、可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準（第33条）、綿花類の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第34条）の規定に違反した者
- (3) 火災予防上必要な業務に関する計画（第42条の3第1項）を提出しなかった者

第51条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

【解説】

本条は、第50条に規定する行為者のほかに、法人又は使用主に対する両罰則を規定しています。

別表第3（第3条、第18関係）

種類			入力	離隔距離(センチメートル)				
				上方	側方	前方	後方	備考
炉	開放戸	使用温度が800度以上のもの	—	250	200	300	200	
		使用温度が300度以上800度未満のもの	—	150	150	200	150	
		使用温度が300度未満のもの	—	100	100	100	100	
	開放戸以外	使用温度が800度以上のもの	—	250	200	300	200	
		使用温度が300度以上800度未満のもの	—	150	100	200	100	
		使用温度が300度未満のもの	—	100	50	100	50	
ふろがま	気体燃料以外	不燃密閉式	浴室内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの 内がま	21キロワット以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては42キロワット以下) 21キロワット以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては42キロワット以下)	— —	15 注	15 15
			浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの 外がまでバーナー取り出し口のあるもの 内がま	21キロワット以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70キロワット以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下) 21キロワット以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70キロワット以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下) 21キロワット以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70キロワット以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下)	— — —	15 60	15 —
		密閉式	屋外用	21キロワット以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70キロワット以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下)	—	15 60	15 15	
			不燃密閉浴室外	外がまでバーナー取り出し口のないもの 外がまでバーナー取り出し口のあるもの 内がま	21キロワット以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70キロワット以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下) 21キロワット以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70キロワット以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下) 21キロワット以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70キロワット以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下)	60 —	15 4.5	15 4.5
			半密閉浴室内	外がまでバーナー取り出し口のないもの 外がまでバーナー取り出し口のあるもの 内がま	21キロワット以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70キロワット以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下) 21キロワット以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70キロワット以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下) 21キロワット以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70キロワット以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下)	— — —	2 注	2 2

注:浴槽との離隔距離は0センチメートルとするが、合成樹脂浴槽(ポリプロピレン浴槽等)の場合は2センチメートルとする。

燃 開式	内 設 置	り出し口のないもの	バーナーをもつものにあっては4 2キロワット以下)		注						
			21キロワット以下(ふろ用以外の バーナーをもつものにあっては4 2キロワット以下)	—	—	—	—				
		浴 室 外 設 置	外がまでバーナー取 り出し口のないもの	21キロワット以下(ふろ用以外の バーナーをもつものにあっては当 該バーナーが70キロワット以下 であって、かつ、ふろ用バーナーが 21キロワット以下)	—	4 5	—				
			外がまでバーナー取 り出し口のあるもの	21キロワット以下(ふろ用以外の バーナーをもつものにあっては当 該バーナーが70キロワット以下 であって、かつ、ふろ用バーナーが 21キロワット以下)	—	4 5	—				
			内がま	21キロワット以下(ふろ用以外の バーナーをもつものにあっては当 該バーナーが70キロワット以下 であって、かつ、ふろ用バーナーが 21キロワット以下)	—	—	—				
		密閉式		21キロワット以下(ふろ用以外の バーナーをもつものにあっては当 該バーナーが70キロワット以下 であって、かつ、ふろ用バーナーが 21キロワット以下)	—	2 注	—				
		屋外用		21キロワット以下(ふろ用以外の バーナーをもつものにあっては当 該バーナーが70キロワット以下 であって、かつ、ふろ用バーナーが 21キロワット以下)	30	4 5	—				
		液体	不燃以外	39キロワット以下	60	15	15				
		燃料	不燃	39キロワット以下	50	5	—				
		上記に分類されないもの		—	60	15	60				
温 風 暖 房 機	気体 燃料	不 燃 以 外 ・ 不 燃	半 密 閉 式 ・ 密 閉 式	バーナー が隠 れ い	強制対流型	19キロワット以下	4 5	4 5	60	4 5	注1:風道 を使用す るものに あっては 15セン チメート ルとする。 注2:ダク ト接続型 以外の場 合にあつ ては10 0センチ メートル とする。
	液体 燃料	不 燃 以 外	半 密 閉 式	強制対流 型	温風を前方向 に吹き出すも の	26キロワット以下	100	15	150	15	
					温風を全周方 向に吹き出す もの	26キロワットを超 え70キロワ ット以下	100	15	100	15	
						26キロワット以下	100	150	150	150	
					強制排気型	26キロワット以下	60	10	100	10	
					密閉式	強制給排気型	26キロワット以下	60	10	100	10
	不 燃	半 密 閉 式	強制対流 型	温風を前方向 に吹き出すも の		70キロワット以下	80	5	—	5	
					温風を全周方 向に吹き出す	26キロワット以下	80	150	—	150	

				もの						
			強制排気型	26キロワット以下	50	5	—	5		
		密閉式	強制給排気型	26キロワット以下	50	5	—	5		
	上記に分類されないもの			—	100	60	60 注2	60		
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14キロワット以下	100	15 注	15 注		
				据置型レンジ	21キロワット以下	100	15 注	15 注		
	不燃	開放式		組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろんろ・グリル付・グリドル付こんろ	14キロワット以下	80	0	—		
				据置型レンジ	21キロワット以下	80	0	—		
	上記に分類されないものの			使用温度が800度以上のもの	—	250	200	300 200		
				使用温度が300度以上800度未満のもの	—	150	100	200 100		
				使用温度が300度未満のもの	—	100	50	100 50		
	ボイラー	気体燃料	不燃以外	開放式	フードを付けない場合	7キロワット以下	40	4.5		
					フードを付ける場合	7キロワット以下	15	4.5		
			半密閉式			12キロワットを超える42キロワット以下	—	15		
						12キロワット以下	—	4.5		
			密閉式			42キロワット以下	4.5	4.5		
						42キロワット以下	4.5	4.5		
		屋外用		フードを付けない場合			60	15		
							15	15		
	不燃	開放式		フードを付けない場合			30	4.5		
							10	4.5		
		半密閉式					—	4.5		
							—	4.5		
		密閉式					4.5	4.5		
			屋外用	フードを付けない場合			30	4.5		
	液体燃料	不燃以外	開放式	フードを付ける場合			10	4.5		
							—	4.5		
			半密閉式					4.5		
								4.5		
								4.5		
		不燃		密閉式			4.5	4.5		
							4.5	4.5		
	上記に分類されないもの	屋外用		フードを付けない場合			30	4.5		
							10	4.5		
		不燃		フードを付ける場合			—	4.5		
							—	4.5		
							—	4.5		
ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナー壁掛け型、つり下げ型 が露出	7キロワット以下	30	60	100 4.5		
				半密閉式・密閉式 バーナーが隠れ べい	自然対流型	60	4.5	4.5 注		
		不燃	開放式	バーナー壁掛け型、つり下げ型	7キロワット以下	15	15	80 4.5		

注:機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。

60セン
チメート
ルとする。

		が露出	り下げ型							
	半密閉式・密閉式	バーが隠れる	自然対流型	19キロワット以下	60	4.5	4.5	4.5		
液体燃料以外	不燃	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39キロワット以下	150	100	100		
				機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39キロワット以下	150	15	100		
乾燥設備	不燃	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39キロワット以下	120	100	—		
				機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39キロワット以下	120	5	—		
上記に分類されないもの				—	150	100	150	100		
簡易湯沸設備	気体燃料以外	不燃	開放式	衣類乾燥機	5.8キロワット以下	15	4.5	4.5		
				衣類乾燥機	5.8キロワット以下	15	4.5	—		
	上記に分類されないもの			内部容積が1立方メートル以上のもの	—	100	50	100		
				内部容積が1立方メートル未満のもの	—	50	30	50		
不燃	気体燃料以外	不燃	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7キロワット以下	40	4.5		
				フードを付ける場合	7キロワット以下	15	4.5	4.5		
				瞬間型	フードを付けない場合	12キロワット以下	40	4.5		
				フードを付ける場合	12キロワット以下	15	4.5	4.5		
				半密閉式	12キロワット以下	—	4.5	4.5		
				密閉式	常圧貯蔵型	12キロワット以下	4.5	4.5		
				瞬間型	調理台型	12キロワット以下	—	0		
				壁掛け型、据置型	12キロワット以下	4.5	4.5	4.5		
	屋外用			フードを付けない場合	12キロワット以下	60	15	15		
				フードを付ける場合	12キロワット以下	15	15	15		
	不燃	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7キロワット以下	30	4.5	—		
				フードを付ける場合	7キロワット以下	10	4.5	—		
			瞬間型	フードを付けない場合	12キロワット以下	30	4.5	—		
				フードを付ける場合	12キロワット以下	10	4.5	—		
	半密閉式				12キロワット以下	—	4.5	—		
	密閉式				12キロワット以下	4.5	4.5	—		

					式	瞬間型	調理台型	12キロワット以下	—	0	—	0		
					壁掛け型、据置型			12キロワット以下	4.5	4.5	—	4.5		
					屋外用	フードを付けない場合		12キロワット以下	30	4.5	—	4.5		
						フードを付ける場合		12キロワット以下	10	4.5	—	4.5		
液体	不燃以外							12キロワット以下	40	4.5	15	4.5		
	燃料 不燃							12キロワット以下	20	1.5	—	1.5		
給湯器 湯沸装置	気体 燃料 以外	半 密閉式	常圧貯蔵型		12キロワットを超える場合		4.5	4.5	15	15	15	15		
					瞬間型			12キロワットを超える場合	—	15	15	15		
		密閉式	常圧貯蔵型		12キロワットを超える場合		4.5	4.5	4.5	4.5				
					瞬間型	調理台型		12キロワットを超える場合	—	0	—	0		
			壁掛け型、据置型		12キロワットを超える場合		4.5	4.5	4.5	4.5				
					屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12キロワットを超える場合	60	15	15	15		
							フードを付ける場合	12キロワットを超える場合	15	15	15	15		
			瞬間型		フードを付けない場合		60	15	15	15				
							フードを付ける場合	12キロワットを超える場合	15	15	15	15		
	不燃	半密閉式	常圧貯蔵型		12キロワットを超える場合		—	4.5	—	4.5				
					瞬間型			12キロワットを超える場合	—	4.5	—	4.5		
		密閉式	常圧貯蔵型		12キロワットを超える場合		4.5	4.5	—	4.5				
					瞬間型	調理台型		12キロワットを超える場合	—	0	—	0		
			壁掛け型、据置型		12キロワットを超える場合		4.5	4.5	—	4.5				
					屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12キロワットを超える場合	30	4.5	—	4.5		
							フードを付ける場合	12キロワットを超える場合	10	4.5	—	4.5		
			瞬間型		フードを付けない場合		30	4.5	—	4.5				
							フードを付ける場合	12キロワットを超える場合	10	4.5	—	4.5		
液体 燃料	不燃以外						12キロワットを超える場合	60	15	15	15			
	不燃						12キロワットを超える場合	50	5	—	5			
	上記に分類されないもの						—	60	15	60	15			
移動式	気体	不燃	開放	バーナー	前方放熱型		7キロワット以下		100	30	100	4.5	注1:熱対応	

動式ストーブ	燃料以外	式	が露出 バーナーが隠れてい 方	全周放射型	7キロワット以下	100	100	100	100	流方向が一方向に集中する場合にあっては60センチメートルとする。 注2:方向性を有するものにあっては100センチメートルとする。	
				自然対流型	7キロワット以下	100	4.5	4.5	4.5		
				強制対流型	7キロワット以下	4.5	4.5	60	4.5		
				前方放射型	7キロワット以下	80	15	80	4.5		
	不燃	開放式	バーナーが露出 バーナーが隠れてい 方	全周放射型	7キロワット以下	80	80	80	80		
				自然対流型	7キロワット以下	80	4.5	4.5	4.5		
				強制対流型	7キロワット以下	4.5	4.5	60	4.5		
				放射型	7キロワット以下	100	50	100	20		
液体燃料	不燃	開放式	が露出 バーナーが隠れてい 方	自然対流型	7キロワットを超える12キロワット以下	150	100	100	100	は100センチメートルとする。	
					7キロワット以下	100	50	50	50		
				強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	100	15	100	15		
				温風を全周方向に吹き出すもの	7キロワットを超える12キロワット以下	100	150	150	150		
					7キロワット以下	100	100	100	100		
			開放式	放射型	7キロワット以下	80	30	—	5		
				自然対流型	7キロワットを超える12キロワット以下	120	100	—	100		
					7キロワット以下	80	30	—	30		
				強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	80	5	—	5		
固体燃料				温風を全周方向に吹き出すもの	7キロワットを超える12キロワット以下	80	150	—	150	注:機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。	
					7キロワット以下	80	100	—	100		
				—	—	100	50	50	50		
					—	注2	50	注2	50		
					—	—	—	—	—		
調理用器具	気体燃料	不燃	開放式	バーナーが露 出	卓上型こんろ(1口)	5.8キロワット以下	100	15	15	15	注:機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
					卓上型こんろ(2口以上)・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14キロワット以下	100	15	15	15	
				バーナーが隠 れてい 方	加熱卓上型グリル	7キロワット以下	100	15	15	15	
					加熱卓上型オーブン・グリル(フードを付けない場合)	7キロワット以下	50	4.5	4.5	4.5	
					卓上型オーブン・グリル(フードを付ける場合)	7キロワット以下	15	4.5	4.5	4.5	
					炊飯器(炊飯容量4リットル以下)	4.7キロワット以下	30	10	10	10	
					圧力調理器(内容積10リットル以下)	—	30	10	10	10	

不燃 式	開放式	バーナーが露出 バーナーが隠 バーナーが隠 い	卓上型こんろ(1口)	5. 8キロワット以下	80	0	—	0	
			卓上型こんろ(2口以上)・ グリル付こんろ・グリドル 付こんろ	14キロワット以下	80	0	—	0	
			卓上型グリル	7キロワット以下	80	0	—	0	
			卓上型オーブン・グリ ル(フードを付けない 場合)	7キロワット以下	30	4 5	—	4 5	
			卓上型オーブン・グリ ル(フードを付ける場 合)	7キロワット以下	10	4 5	—	4 5	
			炊飯器(炊飯容量4リ ットル以下)	4. 7キロワット以下	15	4 5	—	4 5	
移動式 こんろ	液体 燃料	不燃以外 不燃	圧力調理器(内容積1 0リットル以下)	—	15	4 5	—	4 5	
			6キロワット以下	100	15	15	15		
			6キロワット以下	80	0	—	0		
電気温風機	電気	不燃以外 不燃	—	100	30	30	30		
			2キロワット以下	4 5 注	4 5 注	4 5 注	4 5 注	注:温風の 吹き出し 方向にあ っては6 0センチ メートル とする。	
電気調理用機器	電気	不燃以外 電気こん ろ、電気レ ンジ、電磁 誘導加熱式 調理器(こ んろ形態の ものに限 る。)	こんろ部分の 全部又は一部 が電磁誘導加 熱式調理器で ないもの	4. 8キロワット以下 (1口当たり2キロワットを超 え) 3キロワット以下	100 — —	2 20 10 注1 注2	2 — — 10 注1 注2	2 20 10 注1 注2	注1:機器 本体上方 の側方又 は後方の 離隔距離 (こんろ 部分が電 磁誘導加 熱式調理 器でない 場合にお ける発 熱体の外 周から の距離)を示 す。 注2:機器 本体上方 の側方又 は後方の 離隔距離
				4. 8キロワット以下 (1口当たり1キロワットを超 え) 2キロワット以下	100 — —	2 15 10 注1 注2	2 — — 10 注1 注2	2 15 10 注1 注2	
				4. 8キロワット以下 (1口当たり1キロワット以下)	100 — —	2 10 10 注1 注2	2 — — 10 注1 注2	2 10 10 注1 注2	
			こんろ部分の 全部が電磁誘 導加熱式調理 器のもの	5. 8キロワット以下 (1口当たり3. 3キロワット以 下)	100 —	2 10 注2	2 — 10 注2	2 10 10 注2	
				4. 8キロワット以下 (1口当たり3キロワット以下)	80 —	0 0	— —	0 0	
		不燃		4. 8キロワット以下 (1口当たり3キロワット以下)	80 —	0 0	— —	0 0	

		ンジ、電磁が電磁誘導加熱式調理器で調理器(こんろ形態のものに限る。)	5. 8キロワット以下(1口当たり) 3. 3キロワット以下	80 —	注1 注2	注1 注2	(こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離を示す。		
電気天火	電気	不燃以外	2キロワット以下	10 注	4. 5 注	4. 5 注	注:排気口面にあつては10センチメートルとする。		
		不燃	2キロワット以下	10 注	4. 5 注	4. 5 注			
電子レンジ	電気	不燃以外	電熱装置を有するもの	2キロワット以下	10 注	4. 5 注	注:排気口面にあつては10センチメートルとする。		
		不燃	電熱装置を有するもの	2キロワット以下	10 注	4. 5 注			
電気ストーブ	電気	不燃以外	前方放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2キロワット以下	100	30	100	4. 5	
		全周放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2キロワット以下	100	100	100	100		
		自然対流型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2キロワット以下	100	4. 5	4. 5	4. 5		
	不燃	前方放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2キロワット以下	80	15	—	4. 5		
		全周放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2キロワット以下	80	80	—	80		
		自然対流型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2キロワット以下	80	0	—	0		
電気乾燥器	電気	不燃以外	食器乾燥器	1キロワット以下	4. 5	4. 5	4. 5	4. 5	
		不燃	食器乾燥器	1キロワット以下	0	0	—	0	
電気乾燥機	電気	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3キロワット以下	4. 5	4. 5	4. 5	4. 5	注1:前面に排気口を有する機器にあっては0センチメートルとする。 注2:排気口面にあっては4.5セン
		不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3キロワット以下	4. 5 注1	0 注2	— 注2	0 注2	

								チメートルとする。
電 気 温 水 器	電気	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10キロワット以下	4.	5	0	0
		不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10キロワット以下	0	0	—	0

備考

- 1 「气体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、气体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 2 「不燃以外」の項に掲げる距離は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 3 「不燃」の項に掲げる距離は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

別表第8（第33条、第34条、第34条の2及び第46条関係）

品名	数量
綿花類	200キログラム
木毛及びかんなくず	400キログラム
ぼろ及び紙くず	1,000キログラム
糸類	1,000キログラム
わら類	1,000キログラム
再生資源燃料	1,000キログラム
可燃性固体類	3,000キログラム
石炭・木炭類	10,000キログラム
可燃性液体類	2立方メートル
木材加工品及び木くず	10立方メートル
合成樹脂類	発泡させたもの 20立方メートル
	その他のもの 3,000キログラム

備 考

- 1 綿花類とは、不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻糸原料をいう。
- 2 ぼろ及び紙くずは、不燃性又は難燃性でないもの（動植物油が染み込んでいる布又は紙及びこれらの製品を含む。）をいう。
- 3 糸類とは、不燃性又は難燃性でない糸（糸くずを含む。）及び繭をいう。
- 4 わら類とは、乾燥わら、乾燥藷及びこれらの製品並びに干し草をいう。
- 5 再生資源燃料とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。
- 6 可燃性固体類とは、固体で、次の第1号、第3号又は第4号のいずれかに該当するもの（1気圧において、温度20度を超える40度以下の間ににおいて液状となるもので、次の第2号、第3号又は第4号のいずれかに該当するものを含む。）をいう。
 - (1) 引火点が40度以上100度未満のもの
 - (2) 引火点が70度以上100度未満のもの
 - (3) 引火点が100度以上200度未満で、かつ、燃焼熱量が34キロジュール毎グラム以上であるもの
 - (4) 引火点が200度以上で、かつ、燃焼熱量が34キロジュール毎グラム以上であるもの

で、融点が 100 度未満のもの

7 石炭・木炭類には、コークス、粉状の石炭が水に懸濁しているもの、豆炭、練炭、石油コークス、活性炭及びこれらに類するものを含む。

8 可燃性液体類とは、法別表第 1 備考第 14 号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第 15 号及び第 16 号の総務省令で定める物品で 1 気圧において温度 20 度で液状であるもの、同表備考第 17 号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油で 1 気圧において温度 20 度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品（1 気圧において、温度 20 度で液状であるものに限る。）で 1 気圧において引火点が 250 度以上のものをいう。

9 合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを含む。）をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く。